

三鷹市環境基本計画 2022 第2次改定

令和2年3月

三鷹市

「循環・共生・協働のまち みたか」を目指して

地球温暖化をはじめとする気候変動の影響が人類にとって喫緊の課題となる中、平成 27 年に「持続可能な開発目標（SDGs：エスディー・ジーズ）」を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」が採択されるなど国際的合意がなされました。

我が国においては、平成 30 年 4 月に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。この計画で掲示した「地域循環共生圏」は、地域資源を持続可能な形で最大限に活用しつつ、地域間で補完し支え合うことで環境・経済・社会の統合的向上及び脱炭素化の実現を目指すものであり、SDGs やパリ協定という国際動向を踏まえた課題解決の考え方を示しています。

環境基本計画の改定にあたっては、近年、発生している強い台風、集中豪雨、熱波といった気候変動の影響による自然災害等への適応の視点を取り入れた防災・減災の考え方を加えました。また、人類の存在基盤をなす生物多様性の損失といった課題を認識し、生物多様性の保全と利用の取り組みを加えました。

さらに「持続可能な開発目標（SDGs）」の 17 の目標との関連性を示し、世界の共通目標の達成に貢献することとしています。

三鷹市には、井の頭公園、野川公園などの公園や、国立天文台、国際基督教大学などの研究機関の緑に恵まれています。また、野川、仙川、玉川上水などのせせらぎと、緑地や農地が残る生活都市でもあります。私たちは、地球規模の視野をもつとともに、国内外の社会情勢の変化を見据えながら、これら地域固有の財産を次の世代に引き継ぐまちづくりを進めていきたいと思っています。

市が重点的に取り組む施策については、「協働で取り組む 3 大プロジェクト」として位置づけ、これらの取り組みについては「みたか環境活動推進会議」をはじめ市民の皆様、事業者の皆様、そして市が協働して推進し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な社会の実現を目指します。

今後も、「循環・共生・協働のまち みたか」の実現に向けた取り組みへの、幅広い市民の皆様、事業者の皆様のご参画をお願いいたします。

令和 2（2020）年 3 月

三鷹市長 河村 孝

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1-1	計画の目的	
1-2	計画の位置づけ	
1-3	計画期間	
1-4	計画の対象範囲	
1-5	第2次改定の考え方	
第2章	環境の現状	7
2-1	生活環境	
2-2	文化的環境	
2-3	自然環境	
2-4	地球環境	
第3章	三鷹市がめざす環境像	17
3-1	三鷹市がめざす環境像	
3-2	環境目標	
第4章	環境施策と環境保全行動指針	19
環境目標1	健康で安全に生活ができる	
環境目標2	歴史・文化資源を活かした良好な景観を形成する	
環境目標3	みどりを守り多様な生き物と共生する	
環境目標4	循環型社会を形成する	
第5章	協働で取り組む3大プロジェクト	34
プロジェクト1	環境活動協働推進プロジェクト	
プロジェクト2	温室効果ガス排出量徹底削減プロジェクト	
プロジェクト3	快適都市環境創造プロジェクト	
第6章	計画の推進、進捗管理・公表	37
資料	3大プロジェクトの中期実績と評価等	40
用語集		45

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

三鷹市では、平成12年3月に、自然の環境がもたらす恩恵によって、人類の生存が支えられ、はぐくまれてきたことを改めて認識し、市、市民及び事業者のすべてが協働して、環境への負荷の低減に努めるとともに、恵み豊かな環境の保全、回復及び創出により持続的発展が可能なまちの実現を決意し、「三鷹市環境基本条例」を制定しました。

平成14年3月には、三鷹市環境基本条例に基づき「三鷹市環境基本計画」を策定し、「循環・共生・協働のまち みたか」の実現を目指して、様々な環境施策を推進してきました。

さらに、市政運営については、「環境」「経済」「社会」の統合的向上による持続可能な都市(P45 参照)の実現を目指す必要があります。

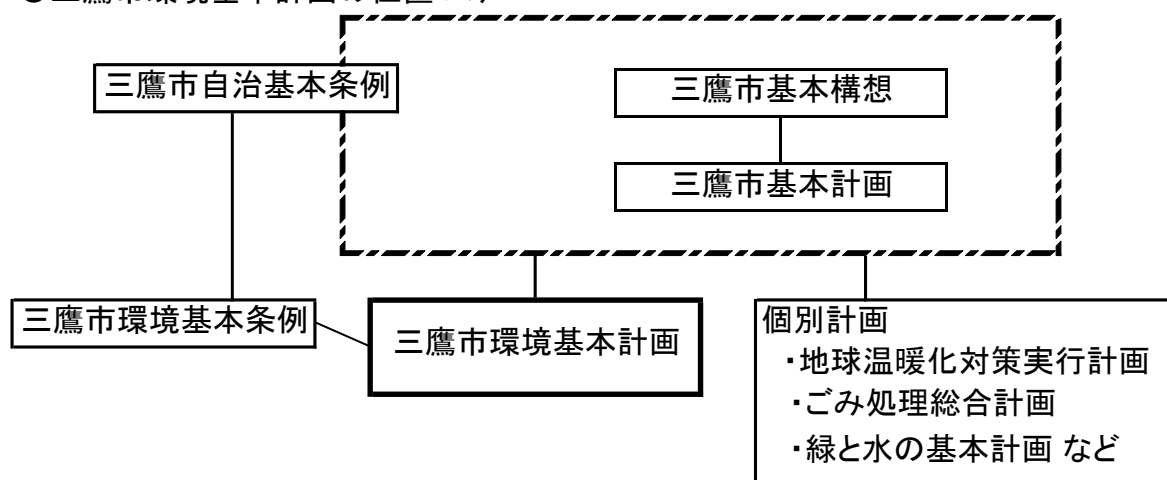
このような状況のなか、市民が健康で安全かつ快適な生活ができ、人と自然が共生し、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちの実現を目的として、総合的・計画的に環境施策を行うため、平成24年3月に「三鷹市環境基本計画 2022」を策定しました。市民・事業者の具体的な行動につながるよう「環境保全行動指針」を取り入れ、幅広い市民の取り組みの推進を目指しています。

1-2 計画の位置づけ

この計画は、三鷹市環境基本条例第10条の規定に基づき、環境保全などの基本施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

また、この計画は「三鷹市基本計画」に基づく個別計画であり、「地球温暖化対策実行計画」「ごみ処理総合計画」「緑と水の基本計画」など、他の個別計画と整合を図り、補完・連携しあうものです。

●三鷹市環境基本計画の位置づけ



1-3 計画期間

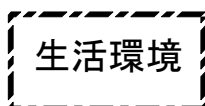
計画の期間は、「第4次三鷹市基本計画」と整合を図り、平成23年度から令和4年度までの12年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

●計画期間

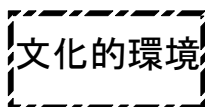
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	三鷹市環境基本計画											
	前期				中期				後期			

1-4 計画の対象範囲

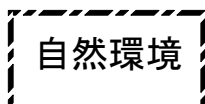
この計画で対象とする環境の分野は、三鷹市環境基本条例に基づき、以下のとおりとします。



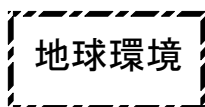
公害防止、有害物質の適正管理など



良好な景観の形成、安全で快適な都市環境の整備、生物多様性の保全など



緑化、動植物の生育環境、水循環への配慮、生物多様性の保全 など



エネルギーの効率的利用、廃棄物発生抑制、地球温暖化防止、気候変動への適応 など

1-5 第2次改定の考え方

本計画策定後、前期及び中期の8年間が経過しました。この間、地球温暖化をはじめとする気候変動の影響は、私たちの暮らしに直接的な被害を及ぼし、我々人類にとって喫緊の課題となっています。

こうした中、平成27年には国連で「持続可能な開発目標(SDGs:エスディーゼイズ (Sustainable Development Goals))」や「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として取り組みが広がっています。

気候変動の影響による生物多様性の損失や生態系から得られる「恵み(生態系サービス)」(P46 参照)の変化は、農業、水資源、自然災害、健康、私たちの生活等に影響を与えることから、生物多様性の保全の取り組みを進めるとともに、温室効果ガス排出量の削減

「緩和策」と、既に生じているまたは近い将来生じることが見込まれる気候変動の影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」に取り組んでいく必要があります。

改定においては、こうした状況を背景としながら、また平成 30 年度までの成果や課題を検証するとともに、国や都の動向などを注視し、地球温暖化対策や環境保全対策を進め、持続可能な都市の実現を目指します。

また、環境基本計画の3大プロジェクトに掲げる施策や、環境目標や達成指標について、必要に応じて見直し等を行うとともに本計画に掲げる施策と「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を認識し、SDGsの 17 の目標との関連性を示し、世界共通目標の達成に貢献していきます。

◆持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs: エスディーゼーズ) は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。気候変動や地球温暖化対策だけでなく包括的な目標が策定されており、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。17 の目標 (ゴール) は密接に関係しあい「環境」「経済」「社会」の統合的向上を目指しています。



持続可能な開発目標

本計画において、SDGs の理念や目標を意識しつつ、世界共通の目標の達成に貢献できるよう施策を推進していきます。

国連持続可能な開発目標 (SDGs)					
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) を推進する		海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		国内および国家間の格差を是正する		持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		持続可能な消費と生産のパターンを確保する		

◆生物多様性の保全と利用について

生物多様性とは、たくさんの種類の生き物全てが、複雑に関わりあって存在していることをいいます。地球上には多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌などの環境の自然的構成要素が相互に関わりあい、作用することによって多様な生態系が形成されています。我々人類は、生物の多様性がもたらす「恵み(生態系サービス)」を享受することにより存在しており、生物の多様性は人類の存在の基盤となっています。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域の自然や歴史、独自の文化の多様性をも支えています。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の減少や生態系の破壊、地球温暖化等の気候変動による生物種の絶滅など深刻な危機に直面しています。

平成 20 年に生物多様性基本法が制定され、多様な主体の連携及び協働による生物多様性の保全のための活動を促進することとなりました。平成 22 年には、生物多様性条約第 10 回締約国会議で「愛知目標」が採択されました。このような状況を踏まえ、平成 22 年 12 月 10 日に「生物多様性地域連携促進法」が制定され、地域における多様な主体が連携して地域の自然的・社会的条件に応じた生物多様性の保全のための活動と持続可能な利用を推進していく必要があります。

本計画において、地域の財産となる生物多様性や生活文化を保全し、それを地域の資源として活用していくための取り組みを進めていきます。



自然のめぐみ
(出典)環境省

◆気候変動適応策

平成 30 年6月6日に「気候変動適応法」が成立し、同年 12 月 1 日に施行されました。

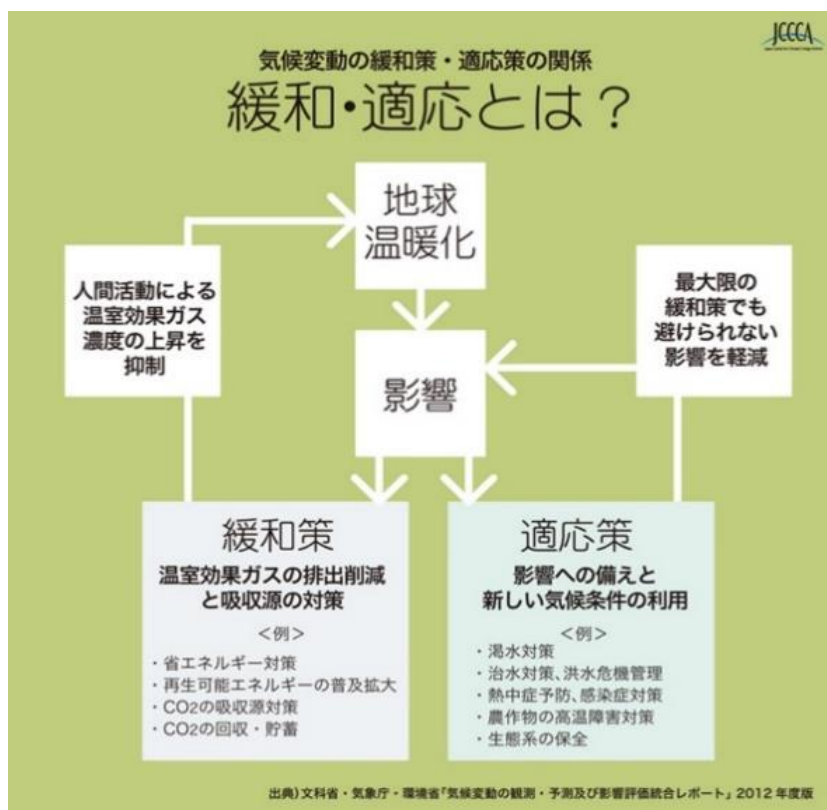
これは、国内における気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくためのものです。

気候変動とは、主として産業革命後の人間の活動に伴う温室効果ガスの排出によってもたらされた地球規模での気候の変動を指し、近年、強い熱帯低気圧、集中豪雨、干ばつ、熱波、寒波といった異常気象による災害が世界中で発生し、多数の死者や農作物への甚大な被害などがもたらされています。気候変動の原因である温室効果ガスの削減を図る施策を緩和策といい、緩和策を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくのが適応策です。

気候変動適応法は、気候変動による人の健康や生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他生活、社会、経済または自然環境において生じる影響に対して、被害の防止、軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展と自然環境の保全を図る適応策を推進していくとしています。

また、地方公共団体の責務として地域の自然・経済・社会の状況に応じた気候変動に対する適応策の推進に努めることとされています。

本計画においても、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）に加え、気候変動による影響がもたらす被害の回避・軽減対策である適応策を反映し、取り組みを進めていきます。



気候変動の緩和策と適応策の関係

出典)JCCA(全国地球温暖化防止活動推進センター)

第2章 環境の現状

三鷹市を取り巻く環境の現状については、次のとおりです。

2-1 生活環境

●中期の状況

大気、水質、騒音・振動などの公害対策については、工場や自動車など、発生源の規制・指導を行うとともに、公用車への積極的な低公害車の導入、公共施設の環境対策(PCB(P46 参照)、アスベスト)などを推進してきました。

ダイオキシン類の発生抑制のため、野外焼却の禁止と小型焼却炉の使用禁止の指導を行うとともに、公共施設の低濃度PCB含有廃棄物と高濃度PCB含有廃棄物については、平成28年度から令和元年度までの間に、保管していたほぼ全てのPCB含有廃棄物の処理を行いました。市内幹線道路の自動車騒音の状況について、環境省の面的評価支援システムを用いて、測定を行っています。

大気・河川・地下水・自動車騒音などの環境に関する情報については、「環境保全のあらまし」を毎年発行し、広く配布するほか、ホームページに分かりやすく掲載しています。

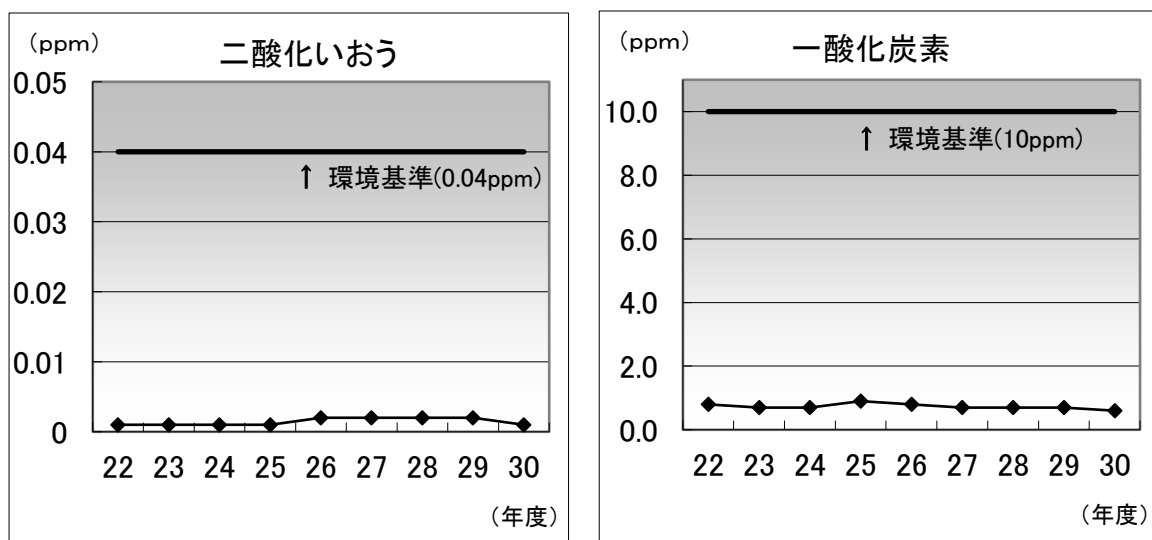
これらの各種施策を進めてきた結果、全般的にはかなり改善されつつあります。

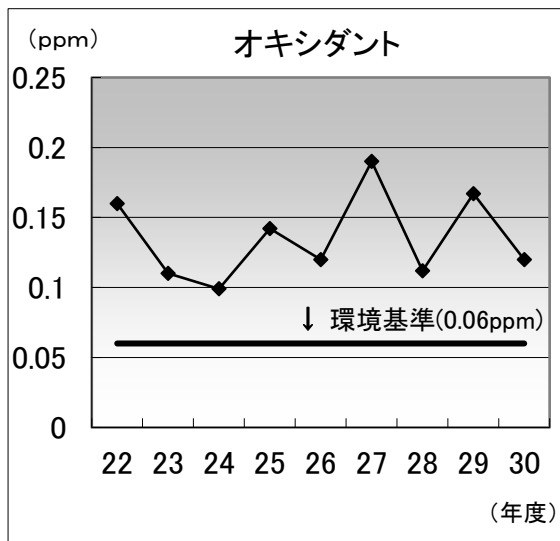
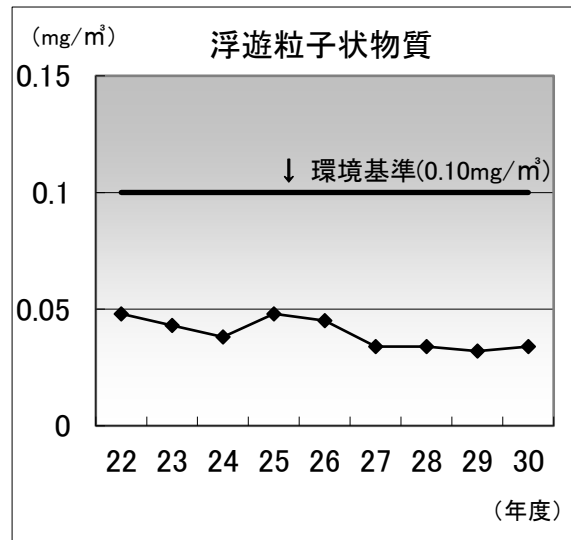
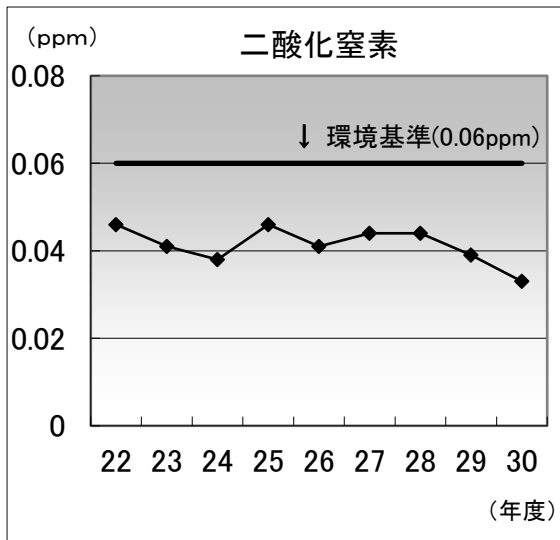
また、近年、ペットの飼い主の飼育マナー欠如や飼い主のいない猫の糞尿被害などが課題となっています。私たちの快適な生活環境を保全するために飼い主のマナー向上や地域猫活動の取り組み等、ペットの適正飼養と管理が求められています。

●環境の現状

(1) 大気汚染

工場や自動車など、発生源の規制・指導を行った結果、近年では、二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質(P46 参照)については、環境基準(P45 参照)を達成し、良好な状況を保っています。しかし、光化学オキシダント(P45 参照)については厳しい状態であり、発生メカニズムの十分な解明やより広域的な対策が必要な状況です。また、市内における微小粒子状物質(PM2.5)(P46 参照)については、一時的な汚染状況の把握をしているものの、環境基準の達成状況評価に必要な常時測定を市独自では行っていないが、下連雀7丁目に設置されている東京都の自動車排出ガス測定局の測定データを活用して監視を行っています。

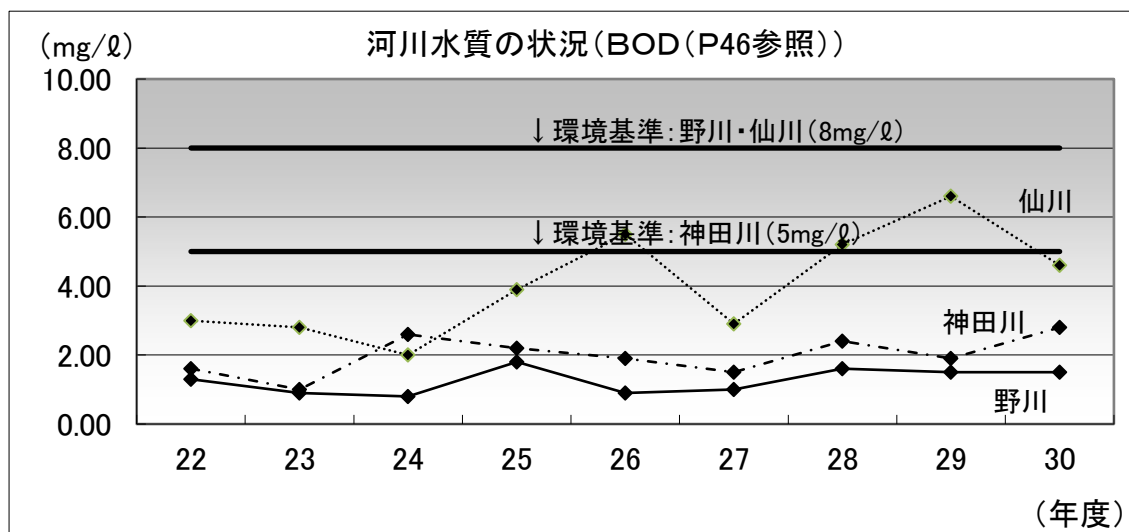




(2) 河川水質

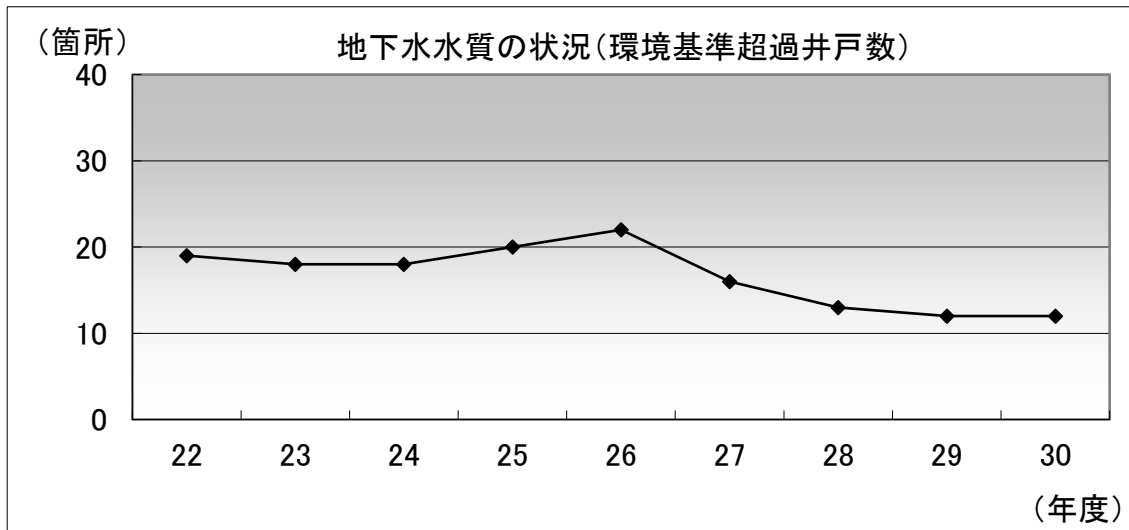
昭和 48 年、全国に先駆けて、公共下水道を完成させた本市では、工場廃水・生活排水は全て下水道に流入し、下水処理場で浄化処理して河川に放流されています。

近年の河川水質調査では概ね良好な結果であり、維持されることが必要です。



(3) 地下水水質

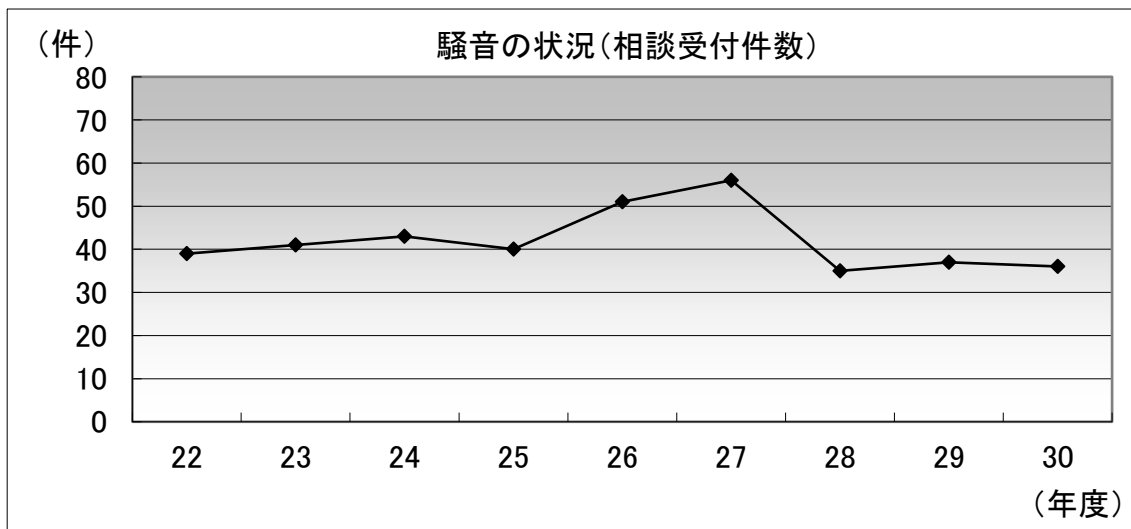
昭和 50 年代から継続してきました市内井戸における、地下水の水質調査結果では、比較的 low 濃度で広範囲にわたり、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染が見られ、ほぼ横ばいで推移しています。



※調査は、概ね5年毎に市内全域の 120 箇所(H26 年度)で実施し、その間の年度は、基準超過井戸を中心に、30 箇所を選定して実施しています。

(4) 騒音

相談受付件数は、ほぼ横ばいで推移しています。工場・事業場騒音、建設作業騒音、自動車交通騒音などに加えて、最近では、犬の鳴き声などの近隣騒音、カラオケ等の深夜騒音があります。



(5) 土壌汚染

三鷹市では、毎年度、重金属類などによる土壌汚染について調査しています。近年の調査結果では、基準を超過した場所はありません。

条例などに基づく工場・事業場の調査については基準を超過した場所が見られ、工場などにおける有害物質の適正な管理が必要です。

2-2 文化的環境

●中期の状況

武蔵野地域を代表する貴重な文化遺産である「大沢の里水車経営農家」において、市民解説員を配置して公開するなど、市民との協働の取り組みを進めてきました。

「緑と水の基本計画 2022」に基づき、丸池の里、大沢の里などの拠点整備では、ふるさと空間を再生する「ふれあいの里」の公有地化を進めるとともに、緑化の推進については、市民参加による協働による取り組みを進めてきました。

それぞれ地域には、固有の農産物、生物・植物といった自然の恵みや風景があり、それが地域のお祭りや食文化といった伝統文化と結びついて地域に固有の風土を形成しています。

魅力的な地域づくりを進めていくため、地域の自然や歴史、生活文化といった地域固有の財産をうまく活かすとともに、次世代へ継承していきます。

●環境の現状

(1) 文化財

大正末期に建てられた本格的な洋風建築で、平成6年に三鷹市の文化財指定を受けた山本有三記念館(山本有三旧宅)をはじめ、東京都指定の文化財である大沢の里水車経営農家(指定名称)は「武蔵野(野川流域)の水車経営農家」、東京都指定旧跡である井の頭池(神田上水水源)、国の史跡にも指定されている玉川上水など、多くの文化財が残されています。



井の頭恩師公園(井の頭池)

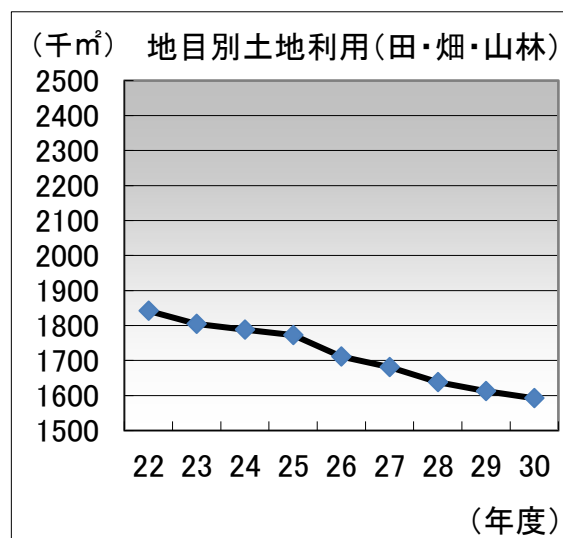
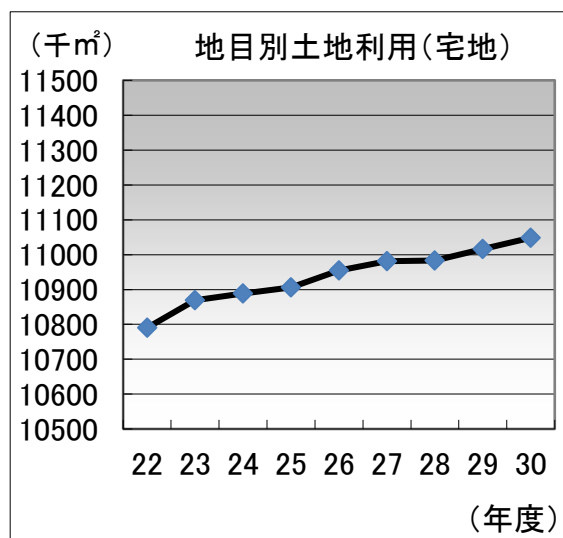


大沢の里水車経営農家

(2) 土地利用・景観

地目別土地利用の推移をみると、畑や山林が減少し、住宅地区が増加していることが分かります。

宅地化の進行などにより、貴重な安らぎやうるおい、ゆとりを与えてくれる農地や緑地が減少し、緑豊かな景観が失われていく傾向にあります。



2-3 自然環境

●中期の状況

緑化の推進については、主体となる地域住民の活動に対し、きめ細やかに対応できる協働推進のサポート組織「NPO法人 花と緑のまち三鷹創造協会」と協働による取り組みを推進してきました。

憩いと潤いの場所となるとともに、生物の生育環境となる緑と水の保全、再生・創出については、街かど花壇づくり、コミュニティ・ガーデン(P45 参照)整備などのほか、生産緑地の追加指定による農地保全、雨水浸透ます(P45 参照)設置事業による水循環の促進に取り組んできました。

これらの各種施策を進めてきたところ、緑被率・農地面積などは一定の効果を上げていますが、それを上回る面積の緑地や農地が減少しています。

地域には多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌などの環境の自然的構成要素が相互に関わりあい、作用することによって多様な生態系が形成されています。

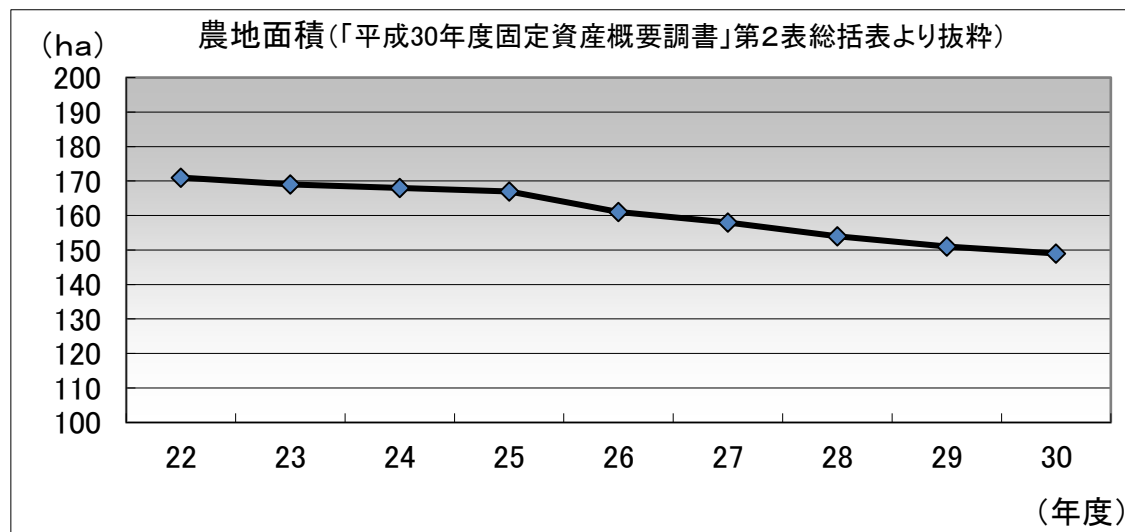
私たちの暮らしは、この生物の多様性がもたらす「恵み(生態系サービス)」により支えられています。また、樹林・樹木や農地は、気候変動の影響による豪雨や河川の氾濫といった洪水などの被害を回避するグリーンインフラ(P46 参照)としての役割を果たします。

地域の財産となる自然環境を保全していくための取り組みを進めていきます。

●環境の現状

(1) 緑

現在、市内には井の頭公園や野川公園などの大規模な公園や国際基督教大学、国立天文台などの緑地のほか、都市公園や児童遊園、農地、屋敷林などが点在しています。平成30年度緑被率は32.53%となっています。生産緑地や保存樹林など緑の保全と活用が課題となっています。



(2) 生物の生育環境

三鷹市においては、野生生物を身近に感じることは少なくなっていますが、気をつけて周りを見てみると、様々な生物が生きていることが分かります。

多様な生物と共生できる環境を維持することが、持続的発展を実現するための課題となっています。

私たちの暮らしは、生物の多様性がもたらす「恵み(生態系サービス)」により支えられていることから、地域における多様な主体が連携し、地域の生物多様性の保全のための活動と将来にわたって維持され減少しないような利用が必要です。

(3) 水循環

市内には、国分寺崖線の湧水群を水源とする野川、丸池付近の湧水が川の流れをつくっている仙川、井の頭池を源として江戸の飲料水の水源であった神田川の3本の河川があります。これらの河川や湧水に加え、玉川上水が流れており、恵まれた水資源は三鷹市の特徴の一つとなっています。

しかし、都市化により水田や畑、林が減少し、雨水が地下にしみ込みにくくなっています。それにより市内の湧水や河川流量は減少傾向にあります。

また、気候変動の影響による豪雨や河川の氾濫といった洪水などの被害を回避するための対応が必要です。

2-4 地球環境

●中期の状況

資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題に関して、廃棄物の発生抑制については、リサイクルカレンダーや広報、ホームページなどにより、ごみ出しルールの徹底を図り、資源とごみの分別及びごみ減量を図る啓発活動を進めてきました。

また、食品ロスの削減に向け、平成30年5月30日(ゴミゼロの日)から「三鷹市食べきり運動」を実施し、市民、事業者、市(庁内)への啓発活動と食べきり運動協力店を募集・認定し、ごみの減量、排出抑制を推進しています。

地球温暖化対策については、環境月間事業、省エネルギー講座、夏季自然体験教室など多様な環境学習事業を通じて啓発を図るほか、市民が導入する太陽光発電・高効率給湯器などへ

の環境基金を活用した支援を行うなどの取り組みを進めてきました。

平成 30 年度には、三鷹市地球温暖化対策実行計画を改定し、令和元年度から令和 12 年度までの新たな削減目標を設定しました。

また、公共施設において庁舎の高効率照明の導入や本庁舎照明 LED 化を実施したスーパーエコ庁舎推進事業など、温室効果ガス排出量削減に向けて取り組んできました。

平成 28 年度には、市立南浦小学校及び市立第三中学校に太陽光発電設備と蓄電池を設置し、平常時における温室効果ガスの排出削減（環境面）と災害時におけるエネルギー供給を確保（防災面）する取り組みを進めました。

●環境の現状

(1) 廃棄物

三鷹市におけるごみの排出量及び1人1日あたりのごみ排出量は、平成 30 年度は、全体で 48,951t、1人1日あたりでは 692g となっています。

平成 18 年度からは、焼却灰のエコセメント化とともに、資源化できない不燃物残さも独自に熱回収資源化処理を行い、埋め立てゼロを達成していますが、家庭から排出されるごみの中でも、資源化できるものを見つめなおすことで分別の徹底を図るとともに、ごみそのものを出さないライフスタイルへの転換が必要です。

1人1日当たりの排出量(g/日)(東京都)

年度	東京62区市町村(平均)※1	多摩26市(平均)※2	三鷹市※3
平成20年度	1,072	877	826
平成21年度	1,029	835	784
平成22年度	1,008	814	743
平成23年度	992	806	744
平成24年度	956	788	751
平成25年度	949	785	755
平成26年度	931	774	737
平成27年度	918	762	725
平成28年度	897	744	706
平成29年度	888	732	695

※1・2 環境省「一般廃棄物処理調査結果」(データの入手・確定に1年の期間を要し、平成 29 年度の結果まで)

※3 三鷹市ごみ処理総合計画 2022 第1次改定

(2) 地球温暖化

人間の活動による温室効果ガスの濃度上昇が、地球全体の平均気温や海水面上昇など、我々の健康や生活に大きな影響を与えています。

平成 27 年パリで開催された COP21 (Conference of the Parties-気候変動枠組条約第 21 回締約国会議) (P46 参照)において各国から温室効果ガス削減に向けた目標である約束草案が提出されました。

「日本の約束草案」では、地球温暖化問題に向けた具体的な削減目標として、「令和 12 年度までに平成 25 年度比で 26%の削減」を約束草案の中に盛り込み、国連気候変動枠組条

約事務局に提出されました。合意に至ったパリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が目標として掲げられました。

平成 30 年6月には、「気候変動適応法」が公布され、気候変動による人の健康や生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他生活、社会、経済または自然環境において生じる影響に対して、被害の防止、軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展と自然環境の保全を図る適応策を推進していくとしています。

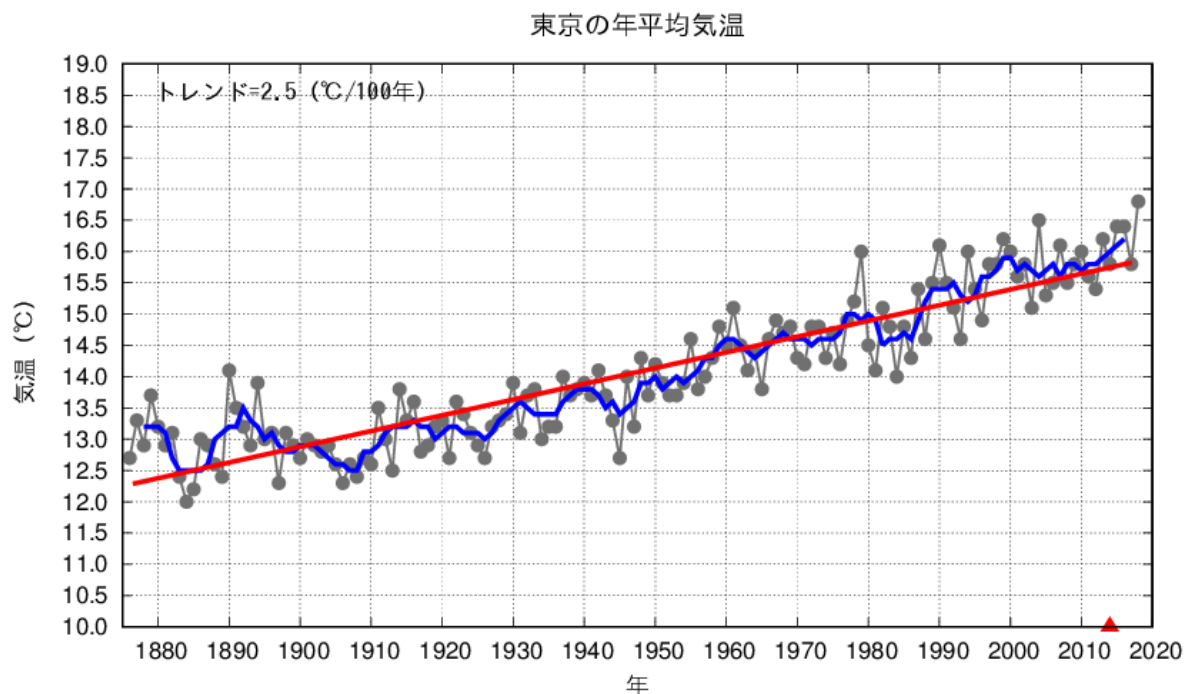
今後、気候変動に伴う災害リスクへの対応は重要性を増しております。特にこれまで経験したことのなかった威力・規模の台風や豪雨の襲来等、風水害に伴う大規模な停電時への備えとして、災害時にも活躍する電源の確保を停電の影響緩和策(P46 参照)に資する重要な取り組みとして検討します。

また、地球温暖化等その他の気候変動による影響に対しては、温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と気候変動による影響がもたらす被害の回避・軽減対策(適応策)の両輪で取り組んでいく必要があります。

<気候変動による影響>

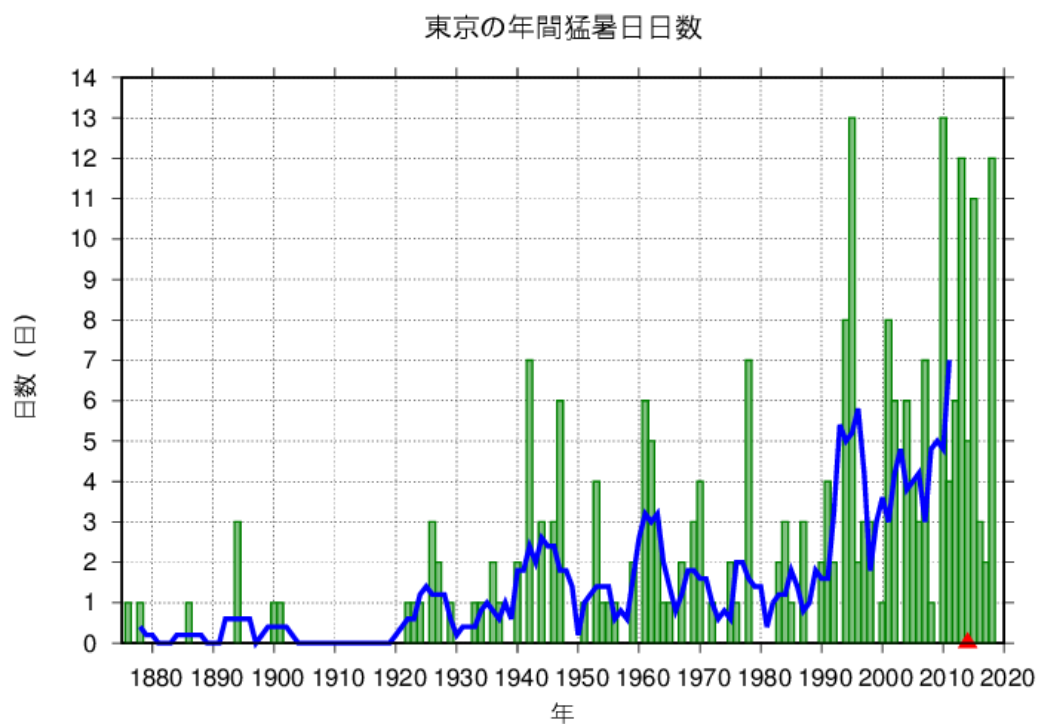
◆ 東京の年平均気温偏差

東京では、都市化によるヒートアイランド現象(P45参照)の影響も加わって日本平均よりもさらに高くなり、100年あたり約2.5℃上昇しています。



◆ 東京の年間猛暑日日数

東京の猛暑日の日数は、増加しています。



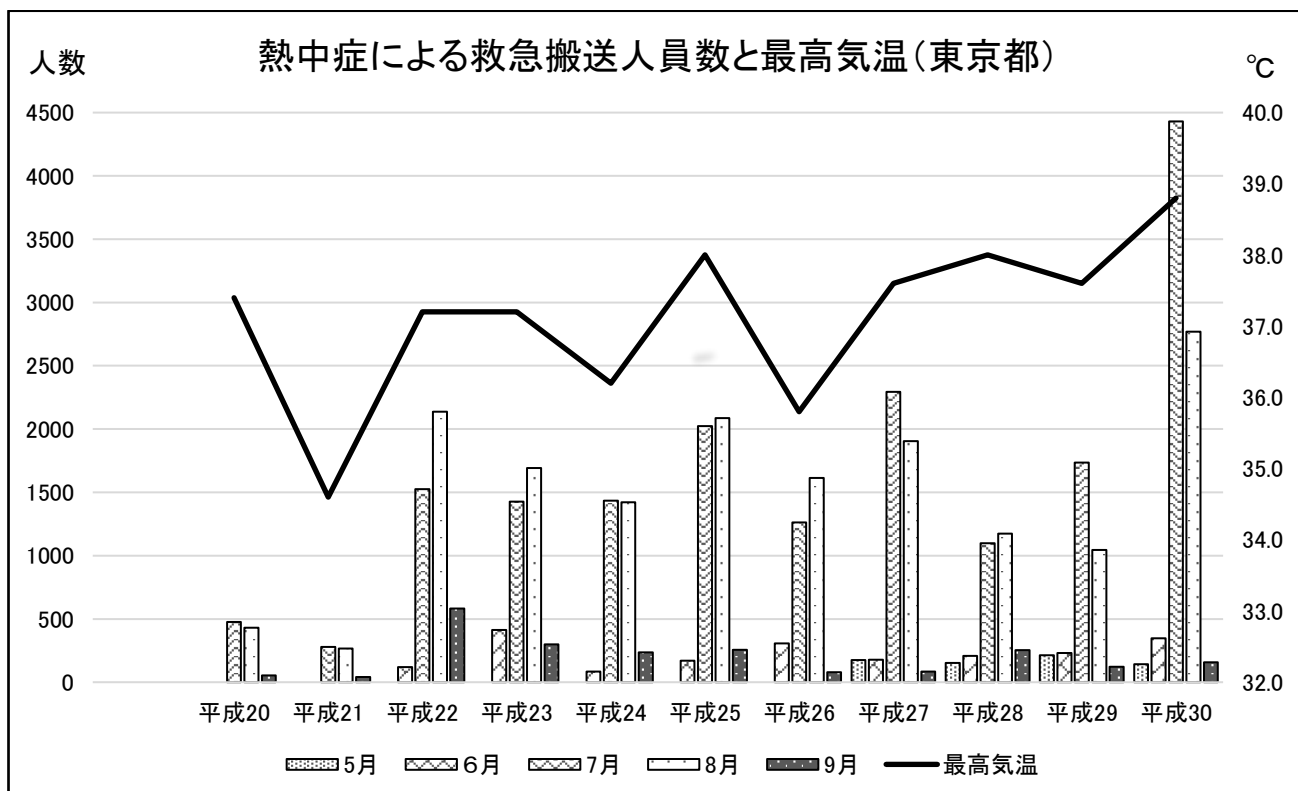
◆ 熱中症による救急搬送人員数と最高気温

年度	5月	6月	7月	8月	9月	合計		最高気温
	人数	人数	人数	人数	人数	東京都	三鷹市	
平成20	—	—	475	430	55	960	—	37.4
平成21	—	—	279	266	41	586	—	34.6
平成22	—	119	1,526	2,136	583	4,364	—	37.2
平成23	—	414	1,427	1,692	299	3,832	—	37.2
平成24	—	83	1,433	1,422	235	3,173	—	36.2
平成25	—	169	2,024	2,087	255	4,535	—	38.0
平成26	—	307	1,263	1,613	79	3,262	49	35.8
平成27	176	178	2,293	1,904	83	4,634	62	37.6
平成28	153	207	1,099	1,173	253	2,885	29	38.0
平成29	212	232	1,734	1,045	122	3,345	43	37.6
平成30	141	347	4,430	2,768	157	7,843	95	38.8
合計	682	2,056	17,983	16,536	2,162	39,419	278	

救急搬送人員数：東京消防庁

最高気温：東京管区气象台（府中観測地点）

—：記録なし



第3章 三鷹市がめざす環境像

3-1 三鷹市がめざす環境像

「三鷹市基本構想」(平成 13 年9月)では、構想の基本目標を「人間のあすへのまち」としており、この基本目標は「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現されます。

この基本目標の実現をめざし、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を実現し、持続可能な都市への転換を図るため、本計画の基本理念として、三鷹市がめざす環境像を次のとおり定めます。

「循環・共生・協働のまち みたか」



「三鷹風景百選」(平成 22 年度)より抜粋

3-2 環境目標

三鷹市がめざす環境像「循環・共生・協働のまち みたか」を実現するため、次の4つの目標を定め、これらの方向に沿った施策を展開していきます。さらに、各目標の達成度を確認するため、それぞれ達成指標を設定しています。

施策を展開するにあたっては、環境学習事業など、環境について考える機会を設け、一人ひとりが足元から環境について考え、市民・事業者・市の協働による環境保全行動の実践をより強化します。

環境目標1	健康で安全に生活ができる
環境目標2	歴史・文化資源を活かした良好な景観を形成する
環境目標3	みどりを守り多様な生き物と共生する
環境目標4	循環型社会を形成する

第4章 環境施策と環境保全行動指針

三鷹市の環境施策については、4つの環境目標を定め、この方向に沿って推進していますが、三鷹市が目指す環境像「循環・共生・協働のまちみたか」を実現するためには、市民・事業者のみなさんの積極的な環境保全行動の実践も、大変重要となります。

また、世界の共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を認識し、SDGsの17の目標との関連性を示すとともに、世界共通目標の達成に貢献していきます。

●環境施策の体系

目指すべき 環境像	
循環 ・ 共生 ・ 協働 の まち みたか	環境目標1 健康で安全に生活ができる 1－(1)公害防止 1－(2)有害物質使用の管理
	環境目標2 歴史・文化資源を活かした良好な景観を形成する 2－(1)歴史・文化資源を活かした都市空間形成 2－(2)緑と水の公園都市の創造
	環境目標3 みどりを守り多様な生き物と共生する 3－(1)みどりの保全と創出 3－(2)生き物の生育空間の保全・再生 3－(3)水循環の保全・再生
	環境目標4 循環型社会を形成する 4－(1)ごみの減量・資源化・適正処理 4－(2)資源・エネルギーの有効活用

次ページ以降に○印で示す環境施策のうち、特に重点的に取り組む施策を◎印とし、第5章「協働で取り組む3大プロジェクト」としてとりまとめ、重点的に取り組んでいます。

環境目標1 健康で安全に生活ができる

快適な生活環境を保全するためには、市による事業活動への監視や規制だけではなく、事業者や市民一人ひとりがお互いを思い、環境に配慮した生活や行動を心がけることが大切です。

また、原子力発電所の事故による放射性物質の影響は、長期間続くことも予想され、国や都の動向を注視して対応を図っていかねばなりません。

ゴール	SDGsとの関係(行政の役割)
	有害化学物質、大気汚染、水質及び土壌汚染等の健康被害を防止 都市環境を良好に保ち、住民の健康維持に貢献
	河川や森林などの水に関連する生態系の保護・回復 水資源の環境保全を通して水質を良好に保つ
	大気の質等、都市の環境への悪影響を減らす 公共交通機関等、交通の安全性の改善により、安全かつ容易に利用可能な持続可能な輸送システムへのアクセス提供 安全、強靱で持続可能なまちづくりの推進
	天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用 化学物質の適正な管理、大気、水、土壌への放出の削減と防止 持続可能な公共調達の慣行
	まちの中で発生した汚染が、河川等を通じて海へ流出しないための汚染対策
	持続可能な都市を構築していくために市民、事業者、団体など多様な主体との連携・協働

1-(1) 公害防止

私たちが、健康で安全に生活をするためには、大気、水、土壌などの要素が良好であることが必要です。

高度経済成長期の急速な都市化や工業化による、大気汚染や水質汚濁などの公害は、各発生源の排出規制を強化することで大幅に改善されました。しかし、全国的にも改善の進んでいない光化学オキシダントによる大気汚染や地下水汚染などについて、国や都及び近隣市などと連携して、対策・監視などの取り組みを進めていきます。

また、原子力発電所事故による空間放射線量を継続して測定します。

環境施策

- 光化学スモッグなど、公害に関する情報提供を行います。
- 空間放射線量やPM2.5などを測定し、市民への情報提供を行います。
- 光化学スモッグ発生の原因である揮発性有機化合物(VOC)(P45 参照)の排出削減、騒音・悪臭などの公害防止に向けた啓発・指導を推進します。
- 公害防止のための設備改善を支援します。
- 自動車公害対策を推進します。

- 低騒音舗装の採用、環境施設帯を配置した道路整備などを促進します。
- 大気・河川水質・土壌など、一般環境中の汚染状況をモニタリングします。

環境保全行動指針

市民	・公共交通機関や自転車を利用し、自動車の使用を控えましょう。 ・車を運転するときはエコドライブを心がけ、買うときはハイブリッド車や電気自動車など、環境に配慮したより低公害な車を選びましょう。
事業者	・余裕をもった運行やアイドリングストップ、適正な整備点検など、エコドライブを徹底しましょう。 ・揮発性有機化合物(VOC)の排出を抑制するため、作業工程の改善や原材料の転換などに取り組みましょう。

【達成指標】

項目	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	中期末の状況 (平成 30 年度)	目標値 (令和4年度)
光化学オキシダント濃度 (1時間値の最高値)	0.160ppm	0.120ppm	0.060ppm 以下 ※1
地下水の環境基準超過 井戸数	19 箇所	12 箇所	減少
微小粒子状物質(PM2.5) 濃度(1年平均値)	—	13.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※2	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 ※3

※1 大気汚染に係る環境基準値(1時間値 0.060ppm)以下になることを目指している。

※2 東京都自動車排出ガス測定局(下連雀7丁目)のデータによる。(中期4年間に於いて環境基準を達成している。)

※3 大気汚染に係る環境基準値(長期基準に関する評価:1年平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)以下を維持することを目指す。

上記3項目について、引き続きモニタリングしていきます。

1-(2) 有害物質使用の管理

現代社会においては、様々な事業活動や日常生活に多種多様な化学物質が利用され、私たちに快適な生活を提供しています。化学物質の中には、その使用、廃棄などの各段階での不適切な管理により、環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

環境施策

- 公共施設におけるPCB廃棄物の保管・管理・処理、アスベスト対策を徹底します。
- アスベストの飛散防止対策を行います。
- 事業所等における化学物質の使用や排出状況などの把握に努めます。
- 事業者等に対し、化学物質の適正管理に資する情報を提供します。
- グリーン購入(P45 参照)を推進します。

環境保全行動指針

市民	・必要なものを必要な分だけ買いましょう。 ・捨てる時にはルールを守りましょう。 ・環境負荷が少ない製品を選びましょう。
事業者	・有害物質が環境中に排出されないよう、法令を順守した適切な使用・保管・処分を行いましょう。 ・環境負荷が少ない製品を選びましょう。

【達成指標】

項目	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	中期末の状況 (平成 30 年度)	目標値 (令和4年度)
大気中アスベスト濃度	不検出	不検出	不検出

アスベストを使用する建築物の解体などについて、作業基準などの徹底による飛散防止対策に取り組み、アスベストの飛散状況をモニタリングしていきます。

環境目標2 歴史・文化資源を活かした良好な景観を形成する

市内に点在する多様な歴史・文化遺産と緑や水などの自然遺産を保存・保全し、その利活用を図っていくことにより、地域特性を活かした景観の保全・創出を誘導していきます。

また、これら地域固有の歴史・文化は、地域の生物や植物といった自然の恵みと結びついています。

魅力的な地域づくりを進めていくため、地域の歴史・文化といった地域固有の財産を形成する生物多様性の保全と持続可能な利活用を進めていきます。

ゴール	SDGsとの関係(行政の役割)
	持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業の実施 自然資産を活用した農業等の支援
	地域の歴史や文化を学ぶ 生物多様性の役割を知る
	地域固有の歴史・文化の保護・保全
	天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用 自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ
	地域の生物多様性と生態系の保全及び「恵み(生態系サービス)」の持続的な利用 外来生物の侵入防止 樹林・樹木及び農地の保全
	持続可能な都市を構築していくために市民、事業者、団体など多様な主体との連携・協働

2-1(1) 歴史・文化資源を活かした都市空間形成

三鷹の歴史・文化を伝える武蔵野の雑木林、寺社境内の「鎮守の杜」(P45 参照)、玉川上水、用水路などは、都市をつつむ貴重な環境資源となっており、それを保存・保全し、活用を図ることがより個性的で魅力ある、「三鷹らしい」都市空間を形成します。

環境施策

◎緑と水の環境整備重点地区を指定し、保全・創出、緑化・育成など緑と水に関する施策を展開していきます。

◎北野ハピネスセンター前の道路などは、モデル事業として景観重要公共施設(道路)と位置付け、けやき並木の保全を図るなどの取り組みを進めます。

○地域の文化財や環境資源など、様々な地域資源とのネットワーク化を図り、市民との協働による「三鷹型エコミュージアム(P45 参照)事業」を推進します。

環境保全行動指針

市民	・地域の歴史・文化資源に対する意識と理解を深め、保全活動に参加・協力しましょう。
事業者	・敷地内の歴史・文化資源を保全し、地域に公開しましょう。 ・歴史・文化資源を活用した観光振興を図るなど、地域の歴史・文化の保護・活用に努めましょう。

2-(2) 緑と水の公園都市の創造

都市全体をうるおいをもった緑と水の公園都市として創造することによって、高環境のまちをめざします。

環境施策

- ◎「農のある風景」を確保できるよう、周辺のまち並みと農の風景の調和や、農地と住宅地との共生など、農のあるまちづくりを推進します。
- ◎ふれあいの里や市民の広場を整備しながら、周辺の豊かな地域資源の保全と活用を図り、景観形成を推進します。
- ◎代表的な緑の拠点の連続性や回遊性の確保のため、周遊ルートなどを整備します。
- NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と協働で、多様な「花と緑のまちづくり事業」を推進します。

環境保全行動指針

市民	・庭やベランダ、屋上、壁面、駐車場など、敷地内の緑化に努めましょう。 ・地域の緑の保全及び緑化活動、公園等の美化活動に参加しましょう。
事業者	・庭やベランダ、屋上、壁面、駐車場など、敷地内の緑化に努めましょう。 ・周辺と調和した質の高い緑を創出し、景観へ配慮しましょう。

【達成指標】

項目	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	中期末の状況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
市域面積に対する 公園緑地等の割合	4.60%	5.00%	5.48%
保存樹林・保存樹木	樹林: 10 箇所 樹木: 704 本	樹林: 9 箇所 ※1 樹木: 747 本 ※2	現状維持に努める

※1 土地の利用による保存樹林の解除による減

※2 既存樹木に対する保存樹木申請の増

市域面積 16.42km²に対して、公園緑地などの建設、大規模施設内緑地の一般開放の推進などにより、市民が利用できる公園緑地などの面積増加を目指します。

保存樹林・保存樹木とは、自然環境の保全、美観及び風致を維持するために必要があると認め、指定される樹林、あるいは樹木のことです。

環境目標3 みどりを守り多様な生き物と共生する

緑と水の良い環境は、人間の存在と多様な生き物の生育に欠くことのできないものであり、私たちの暮らしは、この生き物の多様性がもたらす「恵み（生態系サービス）」により支えられています。

また、樹林・樹木及び農地には、災害時の避難場所、気候変動の影響による豪雨や河川の氾濫といった洪水などの被害を回避するグリーンインフラとしての機能を担うといった視点もあることから緑と農地の保全と創出に努めていきます。

ゴール	SDGsとの関係(行政の役割)
	持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業の実施 自然資産を活用した農業等の支援
	地域の歴史や文化を学ぶ 生物多様性の役割を知る。
	河川や森林などの水に関連する生態系の保護、維持 地下水などの水資源の環境保全を通して水質を良好に保つ
	地域における持続可能で強靱なインフラの整備
	総合的な災害リスクの管理 安全、強靱で持続可能なまちづくりの推進
	天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用 自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ
	気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応能力の強化 気候変動の緩和、適用に関する教育、啓発 気候変動適応策の検討と実施
	地域の生物多様性と生態系の保全及び「恵み（生態系サービス）」の持続的な利用 外来生物の侵入防止 樹林・樹木及び農地の保全
	持続可能な都市を構築していくために市民、事業者、団体など多様な主体との連携・協働

3-1(1) みどりの保全と創出

市内には井の頭恩賜公園、野川公園、国際基督教大学、国立天文台などの良質な緑に恵まれ、武蔵野の面影を残す緑地や農地、屋敷林などは、三鷹の原風景であるとともに、憩いの空間となっています。これらの緑を保全・創出する取り組みを進めます。

環境施策

- ◎「三鷹市農地の保全に向けた基本方針」などに基づく計画的な都市農地の保全・活用を推進します。
- ◎特別緑地保全地区、保存樹木・樹林などの指定及び支援を積極的に推進し、回遊

ルート周辺の自然緑地を重点的に保全します。

○コミュニティ・ガーデン(地域庭園)の整備を推進します。

○接道部緑化、緑のカーテンに対する支援やガーデニング講習会など、民有地の緑化や緑化意識の啓発を図ります。

○花いっぱい運動や公園緑地などを活用しての花壇づくりの推進など、市民緑化事業の充実を図ります。

環境保全行動指針

市民	・緑に対する理解を深め、緑の保全及び緑化活動などを主体的に行いましょう。 ・敷地内の緑地空間を地域に公開しましょう。
事業者	・緑に対する理解を深め、緑の保全及び緑化活動などを主体的に行いましょう。 ・敷地内の緑地空間を地域に公開しましょう。

【達成指標】

項目	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	中期末の状況 (平成 30 年度)	目標値 (令和4年度)
農地面積	171ha	149ha ※1	140ha ※2
緑被率	33.46% (平成 21 年度調査)	32.53% ※3 (平成 30 年度調査)	33.00% ※4

※1 農地面積は、相続に伴う宅地化ならびに東京外かく環状道路事業による農地の取得などにより減となった。「平成 30 年度固定資産概要調書」第2表 総括表より抜粋。

※2 農地面積の令和4年度目標値は、平成 19 年から平成 29 年の農地面積の減少率等を考慮し設定した。 (「三鷹市農業振興計画 2022(第3次改定)」より)

※3 緑被率は、都市開発による建築物の増加に伴う樹木地、農地の減少などにより、減となった。

※4 緑被率の令和4年度目標値は、平成 26 年度から平成 30 年度の実績を考慮し設定した。

農地面積は、農業従事者の後継者不足、相続税負担などを背景に宅地化が進み、毎年2ha 程度減少していますが、それを最小限に抑え、農地保全に努めます。

緑被率は、農地を含む樹林地、草地などを合わせた面積が、市域面積に占める割合で、民有地の緑の減少が予想されるなか、少しでも向上するよう努めます。

3-2) 生き物の生育空間の保全・再生

都市の日常生活のなかで、自然とのふれあいは憩いというおいを与えてくれるものであり、生き物に多様な生育空間を提供し、多くの生き物と共生していくことは、気軽に触れ合える自然としても重要です。

都市における生物多様性は、個人の庭や生け垣、壁面・屋上緑化など、市内に点在する緑の量と質が支えています。

環境施策

- 自然生態系を重視するなど、特色ある公園の整備を行います。
- 貴重種や植物群落の保全、外来種対策、生き物の生息地の保全・創出など、緑の「質」を向上させることを重視した緑化施策を展開します。
- 在来種を主とした草地を確保するなど、生物多様性に配慮した緑の保全を図ります。

環境保全行動指針

市民	・緑に対する理解を深め、緑の保全及び緑化活動などを主体的に行いましょう。 ・農地、樹林地など身近な緑に親しみ、活用しましょう。
事業者	・緑に対する理解を深め、緑の保全及び緑化活動などを主体的に行いましょう。

【達成指標】

項目	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	中期末の状況 (平成 30 年度)	目標値 (令和4年度)
生垣化率	20.5% (平成 21 年度調査)	21.9% (平成 30 年度調査)	22.0%
屋上緑化	337 箇所 24,843 m ² (平成 21 年度調査)	303 箇所 ※2 32,402 m ² ※3 (平成 30 年度調査)	336 箇所 36,000 m ² ※1

※1 屋上緑化の令和4年度目標値は、平成 26 年度から平成 30 年度の実績を考慮し設定した。

※2※3 三鷹中央防災公園の竣工及び平成 30 年度緑の現状調査精度向上に伴う増減

生垣化率とは、市内の道路の接道延長に対する生け垣及び生け垣とブロックなどの併用(生垣系)の延長の割合を示し、屋上緑化とは、建物の屋上やテラスなどの人工地盤上の緑化地を示した数値です。

3-3 水循環の保全・再生

かつての三鷹は国分寺崖線や仙川周辺、井の頭池といった、湧水の豊富な地域でした。しかし、都市化の進展による樹林地や農地の減少、アスファルト舗装などにより、地下に浸透する雨水量が減少したため、湧水が減少してきました。

地下浸透する雨水量の減少は都市型水害の一因となり、湧水減少による河川流量の減少は、水質汚濁を引き起こします。また、土壌中に蓄えられた水分は、ヒートアイランド現象を緩和するなど、健全な水循環の保全・再生は、快適なまちをつくるうえで大変重要です。

環境施策

- 透水性舗装(P45 参照)を採用した道路整備を進めます。
- 雨水を地下に浸透させるため、公共施設・民間建築物・住宅などへの雨水浸透ますの設置を促進します。
- 市立小中学校校庭などの芝生化に取り組み、雨水の地下浸透を図ります。

環境保全行動指針

市民	・敷地内に雨水浸透施設を設置し、雨水の地下への浸透に努めましょう。 ・油やごみなどを下水道に流さないようにしましょう。
事業者	・敷地内に雨水浸透施設を設置し、雨水の地下への浸透に努めましょう。 ・油やごみなどを下水道に流さないようにしましょう。

【達成指標】

項目	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	中期末の状況 (平成 30 年度)	目標値 (令和4年度)
雨水浸透ますの設置数	51,537 基	70,265 基	75,500 基

雨水浸透ますの設置により、雨水の地下浸透を促進し、健全な水循環の保全・再生を図っていきます。

環境目標4 循環型社会を形成する

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会システムを抜本的に見直し、資源やエネルギーの消費の抑制及び再生利用を進め、循環型社会を形成していきます。

地球温暖化等その他の気候変動による影響に対しては、温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と気候変動による影響がもたらす被害の回避・軽減対策(適応策)の両輪で取り組んでいきます。

ゴール	SDGsとの関係(行政の役割)
	持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業の実施 自然資産を活用した農業等の支援
	環境教育・学習機会の提供 ごみ問題やリサイクル等について学ぶ 地球温暖化の現状や私たちの暮らしとのつながりを学ぶ
	公共施設で省エネルギーや再生可能エネルギー(P45 参照)の利用を推進する 市民・事業者が省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を進めるための支援を行う 安価でかつ効率的で信頼性が高い持続可能なエネルギー源の利用を増やす
	太陽光発電設備、蓄電池及びコージェネレーションシステム(P46 参照)等、災害時に利用可能で環境に配慮したエネルギーの導入と普及促進 都市型水害に対応したグリーンインフラなど、強靱なインフラの整備
	総合的な災害リスクの管理 気候変動の影響による自然災害等に対応した、強靱で持続可能なまちづくりの推進
	天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用 自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ 食品ロスの削減 廃棄物の発生抑制 持続可能な公共調達の慣行 生産、消費、廃棄の過程における環境負荷を低減 省エネや4Rを意識したライフスタイルへの見直し
	気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応能力の強化 気候変動の緩和、適用に関する教育、啓発 気候変動適応策の検討と実施
	海洋を汚染するプラスチックごみの削減 使い捨てプラスチック製品の使用抑制 廃棄物の削減とリサイクルの徹底 海洋の生態系の回復
	地域の生物多様性と生態系の保全及び「恵み(生態系サービス)」の持続的な利用 災害時の避難場所や暑熱対策としての樹林、農地、水辺、公園緑地等の保全 温室効果ガス(二酸化炭素)を固定できる樹木・樹林の保全
	持続可能な都市を構築していくために市民、事業者、団体など多様な主体との連携・協働

なお、地球温暖化対策の推進については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 23 年度に策定した「三鷹市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」(計画期間:平成 24 年度～平成 30 年度)及び平成 30 年度に策定した「三鷹市地球

温暖化対策実行計画(第4期計画)」「(計画期間:令和元年度～令和12年度)により温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

4-(1) ごみの減量・資源化・適正処理

持続可能な循環型社会の形成には、限りある資源をできる限り、抑制・循環・再利用し、「生産」「消費」そして「廃棄」の過程において、環境への負荷を少なくすることが求められていますが、特にごみの発生抑制に向けての取り組みが大変重要です。

環境施策

- ごみの発生抑制のための啓発活動を行います。
- 過剰包装・使い捨て商品を抑制します。
- 事業系ごみの減量・資源化を推進します。
- リサイクルの徹底
- ◎食品ロス削減プロジェクト(フードバンク、フードドライブ、食べきり運動、市民及び事業者への啓発)を推進します。

環境保全行動指針

市民	・マイバッグを持参しましょう。 ・ごみ分別の徹底や生ごみの水きりなどを行いましょう。 ・ごみ減量・リサイクル活動に参加しましょう(集団回収、店頭回収)。 ・買い物に出かける前に食材の在庫を確認し、買いすぎに注意しましょう。 ・食べきれ的分だけを作るようにしましょう。
事業者	・マイバックを活用し、レジ袋を削減しましょう。 ・量り売りやばら売りなど、ごみを減らす販売方法を実施しましょう。 ・店頭回収を実施しましょう。 ・食品製造・販売等において納品期限の見直しを検討しましょう。 ・賞味期限の延長や年月表示化を検討しましょう。 ・飲食店においては、「食べきり運動協力店」に参加しましょう。

【達成指標】

項目	計画策定時の状況 (平成22年度)	中期末の状況 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
一人一日あたりのごみ 総排出量	743g	692g	688g
最終処分場に埋め立て るごみの量	0m ³	0m ³	0m ³

ごみの発生・排出抑制により、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみや集団回収によって集められる資源物など、排出物の減量を目指します。また、ごみの減量・資源化を推進するとともに、焼却灰の資源化(エコセメント化)、クリーンプラザふじみでの不燃物残さの熱回収などを行うことで、ごみの埋め立てゼロを維持します。

4-(2) 資源・エネルギーの有効活用

将来の世代にまで影響を及ぼす地球温暖化問題は、国際的にも大きな課題となっています。また、原子力発電所事故に起因する計画停電や節電などの経験もあり、エネルギー使用のあり方の見直しが必要とされています。

環境施策

- ◎公共交通機関へクリーンエネルギー自動車を導入します。
- ◎公共交通機関や適切な自転車環境の整備など、自家用車総量抑制に向けた取り組みを推進します。
- ◎環境配慮型都市「スマートコミュニティ(P46 参照)」の研究、推進を図ります。
- ◎新エネルギー(再生可能エネルギー)設備や高効率給湯器などの導入を促進し、水素等の次世代エネルギーの研究を進めます。
- ◎省エネルギー活動を推進する人財を育成します。
- ◎公共施設の省エネルギー対策を推進します。
- 市民・事業者には、LED 照明器具の導入など省エネルギーに係る情報提供の充実や啓発を図ります。
- ◎クリーンプラザふじみでごみを焼却した際に発生する熱を利用したエネルギー回収を行います。
- ◎ごみ袋の焼却に伴う二酸化炭素の排出を削減するため、植物由来原料を使用したごみ袋(指定収集袋)を採用します。
- ◎「防災エコタウン開発奨励事業」を実施し、環境と防災に配慮したまちづくりを推進します。

環境保全行動指針

市民	・冷暖房の設定温度は、冷房 28℃、暖房 20℃を目安にするなど、省エネルギーを心がけましょう。 ・太陽光発電の導入など、再生可能エネルギーを利用しましょう。
事業者	・冷暖房の設定温度は、冷房 28℃、暖房 20℃を目安にするなど、省エネルギーを心がけましょう。 ・効率的な物流システムを構築し、輸送車数の削減に向けた工夫を行いましょう。 ・太陽光発電の導入など、再生可能エネルギーを利用しましょう。

【達成指標】(三鷹市地球温暖対策実行計画(第3期計画)期間の状況)

項目	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	中期末の状況 (平成 30 年度)	目標値 (令和4年度)
三鷹市における 温室効果ガス総排出量	621,000t-CO ₂ (平成 20 年度)	627,000t-CO ₂ (平成 28 年度 実績値) ※1	578,000t-CO ₂ (平成 30 年度) ※2
三鷹市公共施設の 温室効果ガス総排出量	24,582t-CO ₂ (平成 22 年度)	9,676t-CO ₂ (平成 30 年度 実績値)	8,363t-CO ₂ (平成 30 年度) ※3

※1 都内区市町村が共同で取り組み「みどり東京・温暖化防止プロジェクト(オール東京 62 市区町村共同事業)」の「オール東京標準化手法」により東京都の統計情報を活用して地域ごとの

実態に合わせた温室効果ガス総排出量を算定している。なお、統計情報の入手に3年の期間を要するため平成28年度の実績値となっている。

※2 「三鷹市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」の中で設定した平成30年度の目標値

※3 「三鷹市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」の中で設定した平成30年度の目標値、
三鷹市公共施設の温室効果ガス総排出量は、環境センター稼働停止により、平成25年度以降大幅に削減された。

【達成指標】(三鷹市地球温暖化対策実行計画(第4期計画)に基づく目標)

項目	計画改定時の状況 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)
三鷹市における温室効果ガス総排出量	685,000t-CO ₂ (平成25年度)※1	591,000t-CO ₂
三鷹市公共施設の温室効果ガス総排出量	15,414t-CO ₂ (平成25年度)※2	12,747t-CO ₂

※1※2 「三鷹市地球温暖化対策実行計画(第4期計画)」に定める基準年度(平成25年度)における温室効果ガス排出量

【達成指標】

項目	計画策定時の状況 (平成22年度)	中期末の状況 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
新エネルギー導入助成による最大出力の累積値	917kW	4,269kW	5,717kW

省エネルギー・新エネルギーの増加など、エネルギー使用のあり方を大きく見直すことで温室効果ガス総排出量を削減していきます。

達成指標担当課一覧表

環 境 目 標	達 成 指 標 項 目	担 当 課
1. 健康で安全に生活ができる	光化学オキシダント濃度(1 時間値の最高値)	環境政策課
	地下水の環境基準超過井戸数	環境政策課
	微粒子状物質濃度(1 年平均値)	環境政策課
	大気中アスベスト濃度	環境政策課
2. 歴史・文化資源を活かした良好な景観を形成する	市域面積に対する公園緑地等の割合	緑と公園課
	保存樹林・保存樹木	緑と公園課
3. みどりを守り多様な生き物と共生する	農地面積	生活経済課
	緑被率	緑と公園課
	生垣化率	緑と公園課
	屋上緑化	緑と公園課
	雨水浸透ますの設置数	水再生課
4. 循環型社会を形成する	一人一日あたりのごみの総排出量	ごみ対策課
	最終処分場に埋め立てるごみの量	ごみ対策課
	三鷹市における温室効果ガス総排出量	環境政策課
	三鷹市公共施設の温室効果ガス総排出量	環境政策課
	新エネルギー導入助成による最大出力の累積値	環境政策課

第5章 協働で取り組む3大プロジェクト

資源の枯渇や地球温暖化が世界的に重要な課題となり、身近な自然が減少するなど、今日の私たちの生活の営みは将来の世代に影響を及ぼすまでに至っています。

このような背景から、事業者だけでなく個人のライフスタイルの転換、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用拡大、環境負荷の少ない公共交通機関の整備など、持続可能な都市三鷹へとつながる新たな環境施策の展開が求められています。これらの施策は、協働で重点的に取り組むべきであり、第4章に掲げた「環境保全行動指針」に加え、市が重点的に取り組むべき施策を「3大プロジェクト」としてSDGsとの関連性を明らかにしながら計画の推進を図ります。

プロジェクト1 環境活動協働推進プロジェクト

◆ みんなが考え、協働して環境保全に取り組む体制・人財の育成を図ります。

市民の共通課題である環境問題の多くは、私たちの日常生活及び通常の事業活動に起因しており、その解決に向けた活動が積極的に推進されなければならないことから、市民・事業者・市が協働して取り組む必要があります。

市民一人ひとりが環境について考え、みんながそれぞれの立場から自主的・主体的に環境活動をすすめるとともに、協働して取り組む体制・人財の育成を推進します。

主な施策



- みたか環境活動推進会議の運営
- 三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進
- 環境基金を活用した環境活動の普及・啓発活動の推進
- 環境学習事業の推進
- 環境会計(P45 参照)等、環境活動の効果及び評価方法の検討
- 環境マネジメントシステム(P45 参照)の運用(簡易版・学校版を含む)
- 省エネルギー活動を推進する人財の育成
- 緑の保全や地域緑化活動などを担うボランティアの養成
- 市民との協働による、ごみ減量・資源化等のキャンペーンなどの推進・展開

プロジェクト2 温室効果ガス排出量徹底削減プロジェクト

◆ 地球温暖化防止に向けて、温室効果ガス排出の徹底削減を行います。

産業革命以降の人類の急速な発展は、石油や石炭などの化石燃料の膨大な消費を招き、二酸化炭素を大量に排出してきました。

三鷹市における二酸化炭素排出状況を見ると、家庭や業務、自動車の占める割合が特に高くなっており、省エネ型ライフスタイル行動の浸透や新エネ・省エネ設備の導入促進など、エネルギー使用のあり方を大きく見直さなければなりません。

また、急激な気候変動により、強い熱帯低気圧、集中豪雨、干ばつ、熱波、寒波といった異常気象による甚大な被害が世界中で発生しています。

本計画においても、温室効果ガスの排出削減対策である緩和策に加え、気候変動による影響がもたらす被害の回避・軽減対策である適応策の考え方を盛り込み、各施策を推進します。

主な施策



○エネルギー施策の推進

- ・多様なエネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入による環境配慮型都市「スマートコミュニティ」の研究
- ・公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入
- ・新エネルギー(再生可能エネルギー)設備や高効率給湯器などの導入促進と水素等の次世代エネルギーの研究

○自家用車の総量抑制

- ・公共交通環境の整備

○サイクルシェア事業の推進

○公共施設の資源エネルギーの有効利用

- ・排出係数の低い低炭素型の電力調達の検討

○クリーンプラザふじみでごみの焼却時に発生する熱を利用したエネルギー回収の推進

○プラスチック類資源化の推進

○プラスチック・スマート(P46 参照)への参加

○植物由来原料を使用したごみ袋(指定収集袋)の導入

○防災エコタウン開発奨励事業の実施

○食品ロス削減プロジェクトの推進

○気候変動に対する適応策の推進

【気候変動適応策に位置付けられる施策の例】

- ・都市型水害対策の推進
- ・雨水浸透ますの設置
- ・感染症等に対する危機管理体制の強化
- ・学校のエコスクール化の推進
- ・生活環境に配慮した舗装の整備
- ・農地等の保全・活用の推進
- ・災害に強い公園づくりの推進
- ・多様な事態への対応に向けた危機管理体制の強化
- ・熱中症対策の普及啓発・注意喚起の実施

プロジェクト3 快適都市環境創造プロジェクト

◆「三鷹らしい」快適な都市環境を形成していきます。

三鷹の歴史・文化を伝え、都市をつつむ貴重な環境資源となっている雑木林、寺社境内の「鎮守の杜」、玉川上水、用水路などや三鷹の原風景である緑地、農地や屋敷林などの保全対策を進め、緑豊かでうるおいのある都市空間を創造します。

また、誰もが安全で安心して快適に移動でき、環境への負荷を低減した交通環境を形成し、人と自然が共生できる「三鷹らしい」快適な都市環境を形成していきます。

三鷹市の特徴を活かした人と自然が共生する生物多様性の保全及び持続可能な利用について普及啓発をはかり、人と自然が互いに支え合う三鷹市の実現を目指します。

主な施策



- 緑と水のネットワークの構築
- 三鷹らしい景観の保全・創出
 - ・「三鷹市景観条例」及び「三鷹市景観づくり計画 2022」の推進
- 都市農地の保全・活用
 - ・三鷹市農地の保全に向けた基本方針の活用
- 公共交通環境の整備
 - ・都市再生と連携したみたかバスネットの推進
- 道路のバリアフリー化
 - ・バリアフリーの道路づくりの推進
- 生物多様性の保全と利用の取り組み
 - 【生物多様性の保全や利用の取り組みに位置付けられる施策の例】
 - ・北野の里(仮称)を含む、ふれあいの里(大沢の里・牟礼の里・丸池の里)の整備と活用
 - ・「花と緑の広場」を拠点とした市民緑化活動の支援
 - ・接道部緑化の推進(生け垣化モデルルートの設定等)
 - ・回遊ルート周辺の自然緑地・街路樹等の保全・創出
 - ・「農のある風景」の保全
 - ・生息空間の保全・再生
 - ・ビオトープの創出
 - ・巨木・名木などの景観重要樹木の調査・保全
 - ・生物多様性保全に寄与する、「質」に着目した緑の保全・創出
 - ・「緑と水の連続空間」の形成
 - ・三鷹型エコミュージアム事業の推進
 - ・大沢の里古民家及び大沢の里水車経営農家を活用した体験学習事業等の実施
 - ・環境保全型農業とGAP(Good Agricultural Practice)(P46 参照))導入の支援

第6章 計画の推進、進捗管理・公表

計画を推進し、「循環・共生・協働のまちみたか」を実現するために、市民・団体・事業者・市及び「みたか環境活動推進会議」といった地域の様々な主体が連携・協働して施策を推進します。

計画の進捗管理については、「三鷹市環境保全審議会」において目標の達成状況等の進捗管理を行います。

庁内の取り組みの推進については、横断的な組織である三鷹市独自の「環境マネジメントシステム」の PDCA サイクルの運用により環境施策の推進、点検、評価を行い継続的な改善を図ります。

また、実績等については、報告書に取りまとめるとともに、広報・ホームページ等を通じて公表します。

●みたか環境活動推進会議（愛称「みんなの環境」）

公募で集まった市民・団体・事業者から構成される組織で、「循環・共生・協働のまちみたか」の実現を目指すという目的のもと、市民の環境保全意欲増進に向けた啓発活動などを、市民・事業者・市の協働により実施するとともに、省エネルギー活動を推進する人財の育成を図ります。

また、施策の進捗状況や達成状況をもとに、継続的に環境活動の改善を図っていきます。

●環境保全審議会

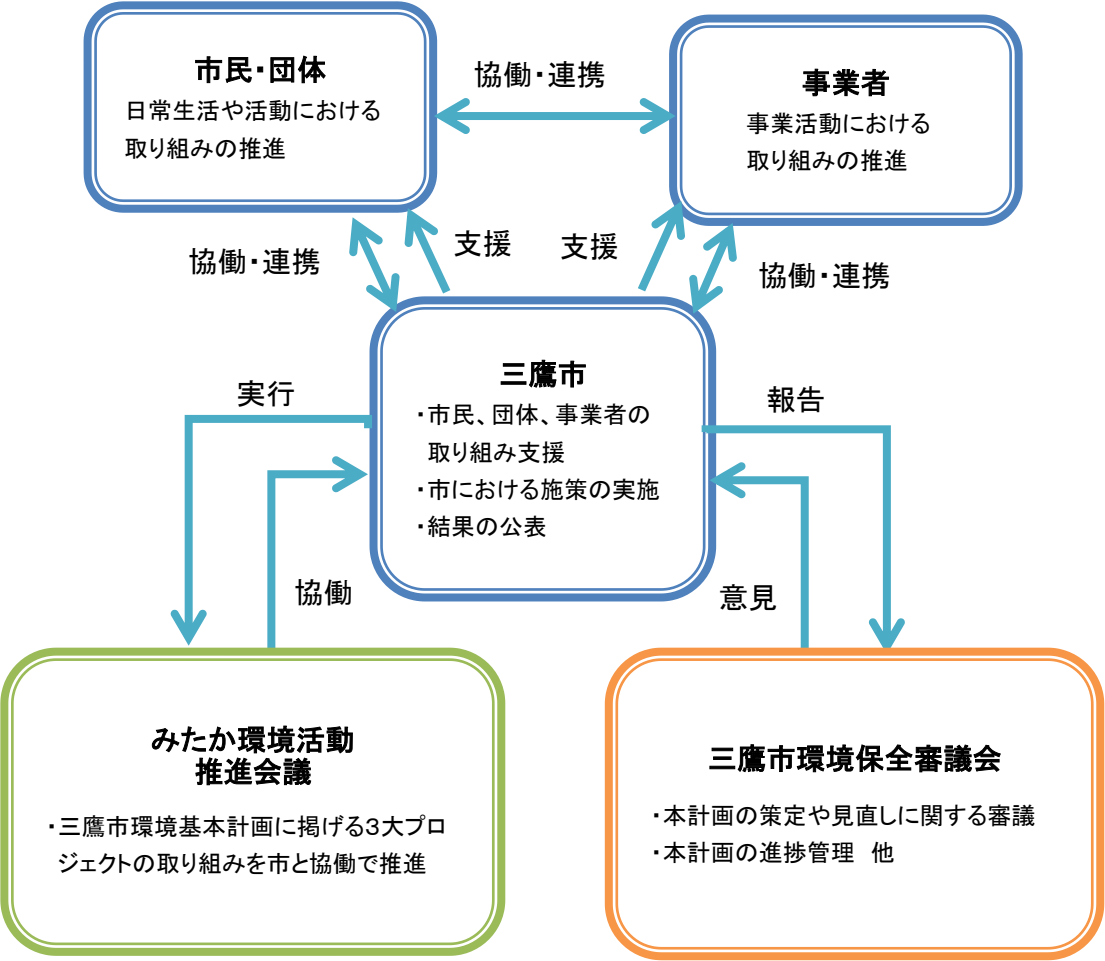
市長の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議し、施策の進捗状況や達成状況について検証・提言します。

●環境マネジメントシステム

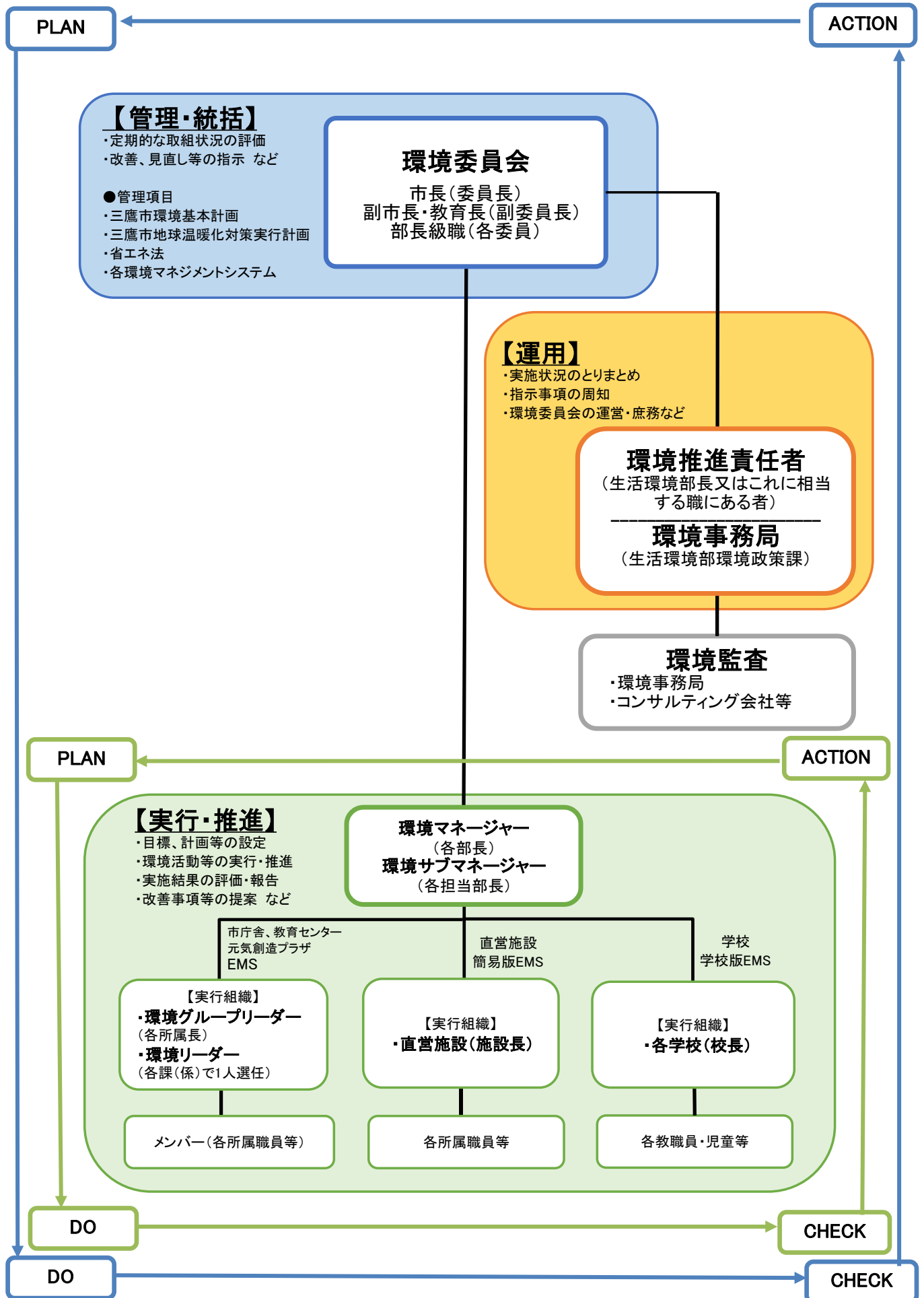
三鷹市独自の環境マネジメントシステムを運用し、市の事務事業と一体化した環境負荷低減の取り組みと環境貢献活動を推進します。

- ・市庁舎等は、三鷹市独自の環境マネジメントシステムを運用します。
- ・市が直接管理する公共施設は簡易版環境マネジメントシステムを運用します。
- ・学校においては、児童・生徒の環境意識向上を学校の環境負荷低減へとつなげる、学校版環境マネジメントシステムを運用します。

計画の推進体制



庁内の推進体制「環境マネジメントシステム」



資料

3大プロジェクトの中期実績と評価等

全部で 46 件の取り組みについて、中期 4 年間（27～30 年度）の進捗状況を評価しています。

達成	予定していた取り組みが実施できた項目	41 件
一部達成	予定していた取り組みが一部実施できなかった項目	5 件
未達成	予定していた取り組みが実施できなかった項目 (意図しない原因により実施できなかった項目を含む)	0 件

プロジェクト1 環境活動協働推進プロジェクト

取り組み	事業名	主な内容	評価
みたか環境活動推進会議の運営	みたか環境活動推進会議の運営	全体会議を6回開催し、ニュースレター「みたか環境ひろば」の発行(4,7,10,1月)、海洋プラスチックごみをテーマとした環境講座(3月)、エコミュージカル(6月)、スポ GOMI 大会(11月)の開催など、啓発のための各種活動を行いました。	達成
三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進	省エネルギー講座	2月の省エネルギー月間にあわせ、三鷹ネットワーク大学と協働で「省エネルギー講座」を開催しました。宇宙の省エネルギーや省エネルギー住宅など、生活の中でどのような省エネの工夫ができるかを考える講演会を行いました。中期4年間参加者の合計 136 名。	達成
環境基金を活用した環境活動の普及・啓発活動の推進	顕彰事業	環境標語は、4年間で計 958 件の応募があり、計 48 件を表彰しました。環境ポスターは、4年間で計 2008 件の応募があり、計 58 件を表彰しました。 また、環境標語や環境ポスターを掲載したしおりやポスターを作成し、市立小学校、公共施設等に配布しました。さらに平成 30 年度からは、環境ポスターの表彰作品を活用したマグネットシートを作成し、公用車やシティバスに貼付して啓発を行いました。 環境活動は、4年間で計6件の環境活動表彰、計8件の環境活動功労表彰を行いました。	達成
	環境活動事業助成金	広報、ホームページ等で周知を行い、4年間で計2件(66,530 円)に助成しました。周知活動を行うと共に、申請しやすく、利用しやすい制度となるよう環境基金活用委員会を検討していきます。	一部達成
	再生資源集団回収事業	新聞紙、ダンボール、ビン、缶などを回収する再生資源集団回収事業実施団体に対して、中期4年間合計で 98,142,498 円の補助金を交付しました。	達成
	排出抑制事業(家庭用生ごみ処理装置等購入費助成)	一般家庭から排出される生ごみを処理するための、電気式及びバイオ式生ごみ処理機等が中期4年間合計で 169 件購入されました。これに対し、2,645,000 円の助成金を交付しました。	達成
環境学習事業の推進	自然体験教室	毎年8月に高尾山及び高尾森林ふれあい推進センターにて自然体験教室を実施しました。生き物の観察やクラフト体験などをとおして、新たな発見や驚きを経験し、親子で自然環境や命について考えるきっかけとなりました。中期4年間参加者(小学生以下の子ども及び保護者)計 70 名。	達成
	三鷹産野菜収穫体験&エコ料理教室	毎年 11 月に三鷹市大沢の畑(収穫場所)及び大沢コミュニティ・センター(料理場所)にて、三鷹産野菜収穫体験&エコ料理教室を開催しました。親子で三鷹産野菜の収穫体験を行い、環境に配慮した調理方法を実践しました。中期4年間参加者(学生とその保護者)計 84 名。	達成
環境会計の導入の検討	環境会計の導入の検討	環境省が「環境報告ガイドライン 2018 年版」を公開し、平成 31 年 3 月に「解説書」が発行されました。こうした国の動向や環境会計に関する情報収集及び検討を行いました。	達成

環境マネジメントシステムの運用	環境マネジメントシステムの運用	本庁舎、教育センター及び三鷹中央防災公園・元気創造プラザについて、ISO14001 の認証を取得し、三鷹市環境マネジメントシステムを運用しました。省エネルギー・省資源を常に意識した市の事務事業の展開や、環境保全活動を推進するとともに、内部監査や外部機関による審査を活用し、健全かつ有効なシステム運用を行いました。	達成
	簡易版環境マネジメントシステムの運用	市政窓口や保育園、図書館といった市内 25 か所の公共施設については、三鷹市独自の簡易版環境マネジメントシステムを運用し、省資源、省エネルギーの取り組みを推進しています。	達成
	学校版環境マネジメントシステムの運用	各学校で継続して、環境負荷低減に向けた目標を掲げて児童・生徒とともに取り組んでおり、順調なシステムの運用が図られています。教職員については、朝礼等において省エネルギーやリサイクルに関する確認が日常的に行われており、環境保全に対する意識が浸透しています。 また、児童・生徒に対し、総合的な学習の時間や各教科においても環境に対する意識を高める指導を行っています。	達成
省エネルギー活動を推進する人財の育成	省エネルギー講座（再掲）	2月の省エネルギー月間にあわせ、三鷹ネットワーク大学と協働で「省エネルギー講座」を開催しました。宇宙の省エネルギーや省エネルギー住宅など、生活でどのような省エネの工夫ができるかを考える講演会を行いました。中期4年間参加者の合計 136 名。	達成
	市民大学事業	総合コース及び公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団が指定管理事業として実施している市民大学事業一般教養コース「むらさき学苑」において、環境に関連する講座を実施し、省エネルギー活動を推進する人財の育成に努めました。	達成
緑の保全や地域緑化活動などを担うボランティアや、専門的な技術や知識を有するコーディネーター・ガイドなどの養成	緑のボランティア講座	NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会において、公園緑地や雑木林等の樹木剪定などの維持管理に必要な専門知識・技術を有するボランティア養成を目的とする講座を、6 回連続講座として実施しました。	達成
	花壇ボランティア養成講座	NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会において、花壇のデザインから土づくり、花苗の植え付け、植え付け後の手入れまで、花壇づくりを実践しながら、花壇を維持管理するボランティアを養成する講座を10回の連続講座として実施しました。	達成
	街かど花壇の整備	NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会に委託し、市内の公共施設の敷地などを活用し、プラン検討や土作り、花苗の植え付けを地域の市民からの参加の協力を得ながら、街かど花壇を協働作業により、実施しました。	達成
	三鷹市生涯学習人財バンク「まちの先生」	市民に多様な生涯学習の機会を提供するため、自ら培った経験や技術、知識を有している方に三鷹市生涯学習人財バンク「まちの先生」として登録していただき、講師として市民の生涯学習の援助を担っていただいています。中期4年間では、環境問題を扱う市民講師の登録実績はありませんでした。引き続き講師の人財発掘に努めます。	一部達成
	花壇サポーター養成講座	生涯学習センターでは、花壇管理や植栽プランニングなどを学ぶ「花壇サポーター養成講座（全 10 回、通年講座）」を開催し、三鷹中央防災公園の東広場にある市民花壇などのメンテナンスを行う花壇サポーターを養成しました。平成 30 年度は 9 人の方が受講し、年間を通じて市民花壇の維持管理を行いました。	達成
市民との協働による、ごみ減量・資源化等のキャンペーンなどの推進・展開	市民との協働によるごみ減量・資源化等のキャンペーン	ごみ減量等推進員やボランティアの方たちと、三鷹駅南口などでキャンペーンを実施し、啓発用ティッシュの配布や清掃活動を通して、市民にごみ減量・資源化等と呼び掛けました。	達成

プロジェクト2

温室効果ガス排出量徹底削減プロジェクト

エネルギー施策の推進	環境配慮型都市「スマート・コミュニティ」の研究・推進	既存の事業にサステナブルの5つの視点を加えることや、新規のサステナブル政策事業を検討するため、庁内のプロジェクトチームである「サステナブル都市政策検討チーム」において、検討した事業について、4年間で計6件を事業化しました。 また、検討経過や検討結果を第4～7次報告書に取りまとめました。	達成
	新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金	太陽光発電設備、蓄電池、高効率給湯器及び太陽熱利用システムについて助成を実施しました。助成制度を始めた平成16年度から平成30年度までの太陽光発電などの累積発電量(推計)は、29,480,000kWh、二酸化炭素累積削減量は13,973トンの削減となり、新エネルギーの利用の促進とエネルギーの有効利用を図ることができました。	達成
	公共施設におけるエネルギー施策の推進	公共施設の新築、改修、耐震補強工事等において、LED照明、複層ガラス、ポンプのモーターや空調の高効率動力の採用、交換、エレベーターの改修等を行い、電力などのエネルギー削減に努めました。	達成
	公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入	幅広いクリーンエネルギー自動車の公共交通機関への導入について、長期的な視点で技術的な進展の情報を収集しました。	一部達成
自家用車の総量抑制	レンタサイクルシステムの活用	すずかけ駐輪場において、引き続きレンタサイクル事業を実施しています。市内を自転車で通行することで、自動車通行の抑制につながっています。 中期4年間の一時利用は8,483件でした(定期利用の新規受付は停止しています)。	達成
	駐輪場の整備	平成30年度末現在、駐輪場の設置状況は、三鷹駅周辺16箇所、三鷹台駅周辺5箇所、井の頭公園駅周辺2箇所、つつじヶ丘駅周辺1箇所、サイクルアンドバスライド4箇所の、計28箇所となっています。今後三鷹駅周辺に1箇所一時利用駐輪場を開設するとともに、利用料金の適正化を図っていきます。	達成
サイクルシェア事業の推進	サイクルシェア事業社会実験	平成28年4月から社会実験を開始し、平成30年度は、自宅から利用枠90名・駅から利用枠90名・自転車120台の規模で社会実験を継続し、本格実施に向けた準備を行いました。 令和元年度からは、指定管理者制度により本格実施を行います。	達成
公共施設の資源エネルギーの有効利用	太陽光発電による資源エネルギーの有効活用	本庁舎西側外壁部に設置してある3.6kWの太陽光パネルを維持管理し、中庭芝生自動灌水装置へ電力を供給し、電力購入量の削減を図りました。	達成
	省エネルギー法及び東京都地球温暖化報告書制度によるエネルギー使用量の把握と削減	省エネルギー法に基づく定期報告書及び中長期計画書並びに東京都地球温暖化報告書制度の報告書の作成により、公共施設のエネルギー使用量と省エネルギー対策の実施状況を把握し、庁内の省エネルギー推進委員会で結果報告を行いました。 省エネルギー法に基づく定期報告書では、5年間(平成26年～30年度)平均で1%削減が求められています。市長部局は4.3%の削減、教育委員会は0.6%の削減でした。また、東京都地球温暖化報告書制度に基づく報告も行いました。	一部達成
	三鷹市地球温暖化対策実行計画の推進	(三鷹市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)の目標値) ・区域施策編:基準年度(平成20年度)比5.0%削減(28年度実績) ・事務事業編:基準年度(平成22年度)比直営施設66.0%削減、管理委託施設7.0%削減(30年度実績) 区域施策編(28年度実績)では、基準年度比約1.0%増となり目標を達成できませんでした。事務事業編(30年度実績)では、基準年度比約60.6%の削減となり目標を達成できませんでした。管理委託施設(30年度実績)では、基準年度比約9.3%の削減となり目標を達成しました。排出係数の増加が削減努力を上回っており、排出量の増加につながっています。	一部達成
	環境マネジメントシステムによるエネルギー使用量の削減	三鷹市民センター及び教育センターについては、職員による日常的な省エネルギー・省資源行動等の結果、平成17年度のシステム導入以降、電気、水道等の使用量を大幅に削減しました。環境マネジメントシステムの適用範囲全体としては、平成30年度から元気創造プラザが適用範囲に加わったことにより、システム導入以降、電気及び水道の使用量は増加しましたが、元気創造プラザは廃棄物発電による電力を使用しており、温室効果ガス排出の抑制に繋がっています。 その他公共施設(市政窓口及び図書館等)については、簡易版環境マネジメントシステムの取り組みにより、各施設において省エネルギー・省資源行動を進め、エネルギー使用量等の削減を行っています。	達成

	太陽光発電の活用等によるエコスクールの整備	これまでに、高山小学校、東台小学校、第二小学校、第三小学校、南浦小学校及び第三中学校の校舎屋上にそれぞれ太陽光発電設備を設置し、学校の電力使用量を減らし環境負荷を低減するとともに、環境教育の教材として活用しています。	達成
	学校施設への省エネルギー設備の導入	高山小学校時限付き新校舎の整備にあたってLED照明設備を導入するとともに、耐震補強工事や長寿命化改修工事等の大規模改修にあわせて、3校の普通教室、4校の体育館等の照明設備をLEDに交換しました。また、老朽化した南浦小学校の空調設備の一部及び第一小学校他4校のプール循環ポンプについて、低環境負荷の設備への更新を行いました。	達成
クリーンプラザふじみでごみの焼却時に発生する熱を利用したエネルギー回収の推進	クリーンプラザふじみの発電機能を活かした電力の有効利用	クリーンプラザふじみの発電機能による電力を有効活用するため、ごみ処理過程で生じる熱エネルギーで発電した電力を施設内や三鷹中央防災公園・元気創造プラザで利用したほか、余剰電力は売電しました。また、発電の過程で活用した蒸気を利用し、三鷹中央防災公園・元気創造プラザで利用する温水にも活用しました。クリーンプラザふじみによる発電量は、平成 28 年度 34,966.7MWh、平成 29 年度 37,229.2MWh、平成 30 年度 40,978.5MWh となりました。	達成
プラスチック類資源化の推進	ごみ減量運動啓発事業	市内10地区の三鷹市リサイクルカレンダーを作成し、全世帯に配布しているほか、外国人向けごみ出しパンフレットも配布しています。また、広報・ホームページやごみ分別アプリを活用し、継続してごみの分別・資源化について周知を図りました。	達成

プロジェクト3

快適都市環境創造プロジェクト

緑と水のネットワークの構築	大沢の里事業	大沢の里公園整備工事(第3期)として、園庭(広場)や生垣の整備、トイレの改修工事を行いました。また、関係する市民団体と協働でホタルの生育や環境整備を実施するとともに、水田作業やお祭り等について地域の小中学校等の参加と協力のもと実施しました。	達成
	牟礼の里事業	地域ボランティアや周辺町会との協働により、公園の清掃作業及び秋の里祭りを実施しました。	達成
	丸池の里事業	市民ボランティア団体「丸池の里わくわく村」との協働のもと、子どもから大人まで親しみの持てる、豊かな自然あふれる里にするための活動を行いました。	達成
三鷹らしい景観の保全・創出	三鷹らしい景観の保全・創出	「三鷹市公共施設景観づくり計画 2022」に基づき、事業者等の協力を得ながら、建築行為等において、三鷹らしい景観の保全・創出を行っています。	達成
	地域・郷土学習の推進	地域・郷土学習の推進を図るため、文化財講演会、文化財市民協力員養成講座、ボランティアスキルアップ講座、エコミュージアム入門講座、歴史・文化財連続講座、考古学講演会、かきぶ de 学び会い講座、文化財ウィークなどを開催しました。 また、古文書資料及び民俗資料のデジタル化を行い、文化財の利活用及び保存の促進を図りました。	達成
都市農地の保全・活用	三鷹市優良農地育成事業	市長と優良農地保存協定(1,000㎡以上の生産緑地で期間は5年間)を締結した農業者中期4年間合計 68 人に対して、近代化設備等の導入を支援しました。	達成
	東京都都市農業活性化支援事業	都市農業活性化支援事業補助事業を活用し、パイプハウス、養液栽培システムなどの農業用施設・設備の導入支援を実施したことにより、農業者の経営力を強化するとともに、都市農業の振興を推進しました。	達成
	農地の保全に向けた基本方針の取り組み	平成 26 年度に策定した「三鷹市農地の保全に向けた基本方針」の趣旨に沿って農のある風景を維持するため、平成 26 年度に三鷹市土地開発公社が取得した丸池公園用地の暫定整備を行うとともに、季節に応じた作物の栽培や収穫体験を実施しました。	達成
	ふれあいの里における活動の支援	大沢の里、牟礼の里、丸池の里において市民団体が行う、水田の肥培管理、農業体験事業、秋祭り、などの活動に対して、NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携しながら支援を行いました。	達成

公共交通環境の整備	みたかバスネットの推進	路線バスに関しては、杏林大学井の頭キャンパスの開校に伴い、バス事業者と連携して通勤・通学利用者の対応を行いました。 コミュニティバスに関しては、平成 29 年3月 30 日より、三鷹台ルート、西部ルートを統合した「三鷹台・飛行場ルート」の運行、三鷹中央防災公園・元気創造プラザへのみたかシティバスの乗り入れ等を実施しました。平成 30 年度は、9月1日より、新川・中原ルートにおいて、時間帯別による起点終点の変更と増便(1日 22 往復から 24 往復)を行うとともに、平成 31 年3月1日より、北野ルート及び三鷹台・飛行場ルートにおいて、三鷹市役所前バス停を経由する運行ルート変更を行いました。	達成
道路のバリアフリー化の推進	バリアフリーのまちづくりの推進	「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」に基づき、2 つの重点整備地区内の特定道路のバリアフリー化や重点整備路線と位置付けられた市内の主要な道路のバリアフリー化に取り組みしました。 三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区の特定道路である市道第 135 号線については、延長約 232mにおいて、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備等が完了しました。 さらに、「ベンチのあるみちづくり整備計画」に基づき、市民、事業者等と協働で「ほっとベンチ」を設置してバリアフリー化の充実に努めています。	達成

用語集

エコミュージアム

一定の地域を丸ごと博物館ととらえ、現地で歴史・文化・自然などに関わる遺産を展示し、当該地域の発展に寄与することを目的とした新しい概念の博物館。

雨水浸透ます

地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備。

環境会計

企業などが、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取り組みを効率的かつ推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定する仕組み。

環境基準

大気の汚染、水質汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準であり、環境基本法で定められている。これは、行政上の目標として定められたもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境マネジメントシステム

環境負荷低減に組織が自主的に取り組んでいくためのしくみ。具体的には、組織のトップの方針にもとづき、組織の与える環境影響の現状把握を行ったうえで、環境目的・目標・実施計画を立て、実施し、点検・評価し、見直しをするという、PDCAサイクルを繰り返して、環境影響を継続的に改善していくもの。

揮発性有機化合物（VOC）

トルエン、キシレンなどの揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

光化学オキシダント

工場や自動車などから排出される窒素酸化物（NO_x）やVOCなどが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼす恐れがあり、農作物などにも影響を与える。

コミュニティ・ガーデン（地域庭園）

地域共有の庭として公共施設などを利用し、市民参加により緑化から管理運営までを行い、地域の緑をつくり育てるもの。

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

持続可能な都市

「環境」「経済」「社会」の課題を同時解決し、この三つの柱が統合的に向上した都市

鎮守の杜

神社や寺院の境内に存在する森や林。社寺林、地域を象徴する緑として機能している。

透水性舗装

雨水等の表流水の流出抑制と地下水の涵養を図るため、地下に雨水が浸透できるような構造や材質を使用した舗装のこと。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。

微小粒子状物質(PM2.5)

大気中の浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm (マイクロメートル: μm =100 万分の1m) 以下の小さなもの。人の健康への影響が懸念されている。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち粒径が 10 μm (マイクロメートル: μm =100 万分の1m) 以下のものをいう。

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

COP(国連気候変動枠組み条約締約国会議)

Conference of the Parties to the UNFCCC の略称。地球温暖化対策について国際的に協議する会議を指す。第1回は1995年にベルリンで開催。開催回数に合わせて「COP21」と表記する。

PCB(ポリ塩化ビフェニル)

昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙など、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。

生態系サービス(「恵み」)

私たち人間の暮らしは食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られる「恵み」によって支えられている。これらの「恵み」を生態系サービスという。

グリーンインフラ

良好な景観形成、生物の生息・生育の場の提供、浸水対策、レクリエーション等文化の提供、地球温暖化の緩和、ヒートアイランド対策等の自然環境が有する機能を活用し、地域の魅力、居住環境の向上や防災・減災等多様な効果を得ようとするもの(社会資本整備)

コージェネレーションシステム

2つのエネルギーを同時に生産し供給する仕組みで、「熱」と「電気」を供給する「熱電併給システム」と呼ばれている。発電装置で電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収し給湯や暖房などに利用することができる効率的なシステム

プラスチック・スマート

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて個人、自治体、NGO、企業、研究機関など幅広い主体が連携協働して取り組むことを後押しするために環境省が立ち上げたキャンペーン

GAP(Good Agricultural Practice)

農業生産工程管理のこと。農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能を確保するための生産工程管理の取り組みのこと。

スマートコミュニティ

様々な需要家が参加する一定規模のコミュニティの中で、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムといった分散型エネルギーを用いつつ、IoTや蓄電池制御等の技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、地域におけるエネルギー需給を総合的に管理し、エネルギー利活用を最適化するとともに、高齢者の見守りなど他の生活支援サービスも取り込んだ新たな社会システム

停電の影響緩和策

災害時にも活躍する自家発電・蓄電池・省電力設備等の導入支援、再生可能エネルギー等の地域における利活用促進・安全対策

三鷹市環境基本計画 2022
第2次改定

令和2年3月発行

編集 三鷹市生活環境部環境政策課
三鷹市野崎一丁目1番1号
Tel 0422-45-1151(代表)
Fax 0422-45-5291
E-mail kankyo@city.mitaka.lg.jp
印刷 庁内で印刷・製本しています。

この冊子や市の環境施策に対する、ご意見、ご要望は上記まで
お願いします。